

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年10月15日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小泉 徹也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	出仙 学恭
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ドイチェ・グローバル・バランス <安定型> ドイチェ・グローバル・バランス <成長型> ドイチェ・グローバル・バランス <積極型>
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドについて2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ドイチェ・グローバル・バランス <安定型>

ドイチェ・グローバル・バランス <成長型>

ドイチェ・グローバル・バランス <積極型>

なお、上記ファンドの愛称として、それぞれ“みらいステージ30”、“みらいステージ50”、“みらいステージ70”という名称を用いることがあります。

（以下、上記ファンドを総称して「ドイチェ・グローバル・バランス」または「みらいステージ」あるいは「ファンド」という場合があります。また、上記ファンドそれぞれを<安定型>、<成長型>、<積極型>、あるいは「各ファンド」という場合があります。）

（注）以下、各項目等に特に記載がない場合は、上記ファンド共通の内容となります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて2,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額[※]とします。

※ 「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

ただし、各ファンド間のスイッチング（乗換え）[※]による取得申込みの場合、または収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

※ 「スイッチング（乗換え）」とは、ドイチェ・グローバル・バランスを構成する各ファンドを解約した場合の手取金をもって、当該解約請求受付日当日にドイチェ・グローバル・バランスを構成する他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。（以下同じ。）

（注）上記にかかわらず、確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は無手数料とします。

(6)【申込単位】

申込単位は、1万円以上1円単位とします。

ただし、スイッチング（乗換え）による取得申込みの場合、または収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

※ 申込手数料並びに申込手数料に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含め、上記の単位でお申込みいただけます。

※ 上記にかかわらず、確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は1円以上1円単位とします。

(7)【申込期間】

2019年10月16日から2020年4月14日まで（継続申込期間）

※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。

販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9)【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金[※]を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

※ 「申込代金」とは、取得申込受付日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した取得申込時の支払総額をいいます。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

①取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは、収益の分配時に収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資専用ファンド」です。このため、当ファンドの取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資（収益分配金再投資）契約[※]」を締結します。また、販売会社との間で「有価証券の総合取引に関する契約[※]」を締結します。販売会社は有価証券取引に係る「総合取引約款」（以下「総合約款」といいます。）を取得申込者に交付し、取得申込者は総合約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。

※ 当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない

事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

③確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合

当該制度に係る手続きが必要になります。

④振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

⑤投資信託の基礎知識

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。
その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



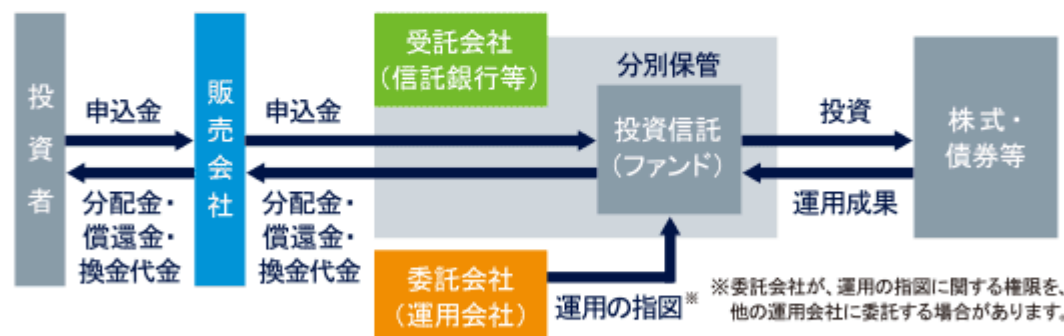
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。
運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や
運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社（証券会社や銀行、保険会社等の金融機関）です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産（投資信託において運用される株式や債券、現金等）の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
- ・電話番号 03-5156-5108（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、スイッチング（乗換え）※の可能な「ドイチェ・グローバル・バランス <安定型>」、「ドイチェ・グローバル・バランス <成長型>」及び「ドイチェ・グローバル・バランス <積極型>」の3本のファンドから構成され、主にわが国の株式・公社債及び外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

※ 「スイッチング（乗換え）」とは、ドイチェ・グローバル・バランスを構成する各ファンドを解約した場合の手取金をもって、当該解約請求受付日当日にドイチェ・グローバル・バランスを構成する他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。（以下同じ。）

②信託金の限度額

各ファンドについて2,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内 海外	株式 債券 不動産投信	MMF MR F	インデックス型
追加型投信	内外	その他資産()	E T F	特殊型
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「内外」とは、目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「資産複合」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<属性区分表>

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象イン デックス	特殊型
--------	----------	------------	------	-----------	--------------	-----

株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (日本を含む)				
	年1回	日本			日経225	ブル・ ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり ()		条件付 運用型
	年4回	欧州				
	年6回 (隔月)	アジア			TOPIX	ロング・ ショート 型/絶対収 益追求型
	年12回 (毎月)	オセアニア				
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
その他資産(投資信託証券(資 産複合(株式、債券)))	その他 ()	アフリカ			その他 ()	その他 ()
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東(中東) エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<属性区分の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券、及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド（投資信託証券）を通じて実質的に複数の資産（株式及び債券）に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「資産複合」に分類されます。
2. 「決算頻度」の区分のうち、「年1回」とは、目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象地域」の区分のうち、「グローバル」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとします。
4. 「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

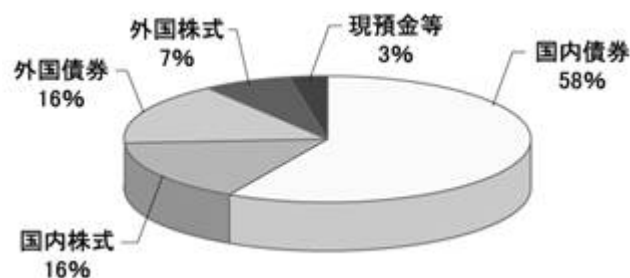
④ファンドの特色

a. 国内債券・国内株式・外国債券・外国株式等へ投資する各マザーファンドへの分散投資により、リスクを低減しつつ中長期的な安定収益の獲得を目指します。

b. 資産配分の中立的配分となる「基本資産配分」を決定し、一定の範囲内で資産配分の調整を行います。

<基本資産配分>（2019年8月末現在）

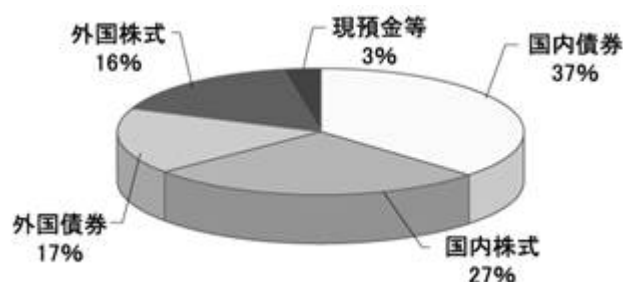
「ドイチェ・グローバル・バランス <安定型>」（「みらいステージ30」）



	中立的配分(%)	変更限度枠(%)
国内債券	58	±10
国内株式	16	± 5
外国債券	16	± 5
外国株式	7	± 5
現預金等	3	0-8
合 計	100	

（注）国内株式と外国株式の合計は30%以下とし、外国債券と外国株式の合計は30%以下とします。

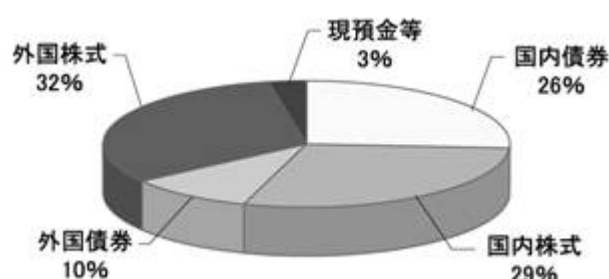
「ドイチェ・グローバル・バランス <成長型>」（「みらいステージ50」）



	中立的配分(%)	変更限度枠(%)
国内債券	37	±10
国内株式	27	± 5
外国債券	17	± 5
外国株式	16	± 5
現預金等	3	0-8
合 計	100	

（注）国内株式と外国株式の合計は50%以下とし、外国債券と外国株式の合計は40%以下とします。

「ドイチェ・グローバル・バランス <積極型>」（「みらいステージ70」）



	中立的配分(%)	変更限度枠(%)
国内債券	26	±10
国内株式	29	± 5
外国債券	10	± 5
外国株式	32	± 5
現預金等	3	0-8
合 計	100	

（注）国内株式と外国株式の合計は70%未満とし、外国債券と外国株式の合計は50%以下とします。

（注）基本資産配分は変更される場合があります。

c. ベンチマーク（運用を評価するための指標）を定め、アクティブ運用によって、ベンチマークを上回る収益を追求します。

○ベンチマーク

各ファンドのベンチマークは、委託会社が、国内債券：NOMURA－BPI総合、国内株式：TOPIX（東証株価指数：配当込み）、外国債券：FTSE世界国債インデックス（除く日本）、外国株式：MSCIコクサイ指数（配当込み）、現預金等：有担保コール・レートをそれぞれ中立的配分で加重平均して計算したものです。

	各資産のベンチマーク
国内債券	NOMURA－BPI総合※1
国内株式	TOPIX（東証株価指数：配当込み）※2
外国債券	FTSE世界国債インデックス（除く日本）※3

外国株式	MSCIコクサイ指数（配当込み）※4
------	--------------------

※1 NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。

※2 TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

※3 FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※4 MSCIコクサイ指数は、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

（注）ファンドのパフォーマンスはベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークは一定の運用成果を保証するものではありません。また、株式及び金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。

○主な投資対象

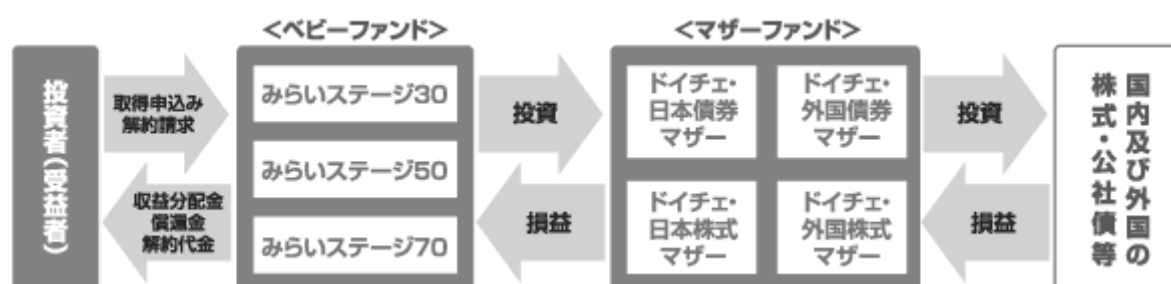
各マザーファンドへの投資を通じて、下記投資対象に投資します。

	主 な 投 資 対 象
国内債券	ベンチマーク採用銘柄のうちシングルA格相当以上の公社債
国内株式	わが国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している株式
外国債券	ベンチマーク採用国のシングルA格相当以上の国債
外国株式	ベンチマーク採用国の上場株式

d. 原則として為替ヘッジは行わないことを基本としますが、為替変動によって為替差損が生じる可能性があると判断した場合は、為替ヘッジを行います。

e. ファミリーファンド方式※で運用を行います。

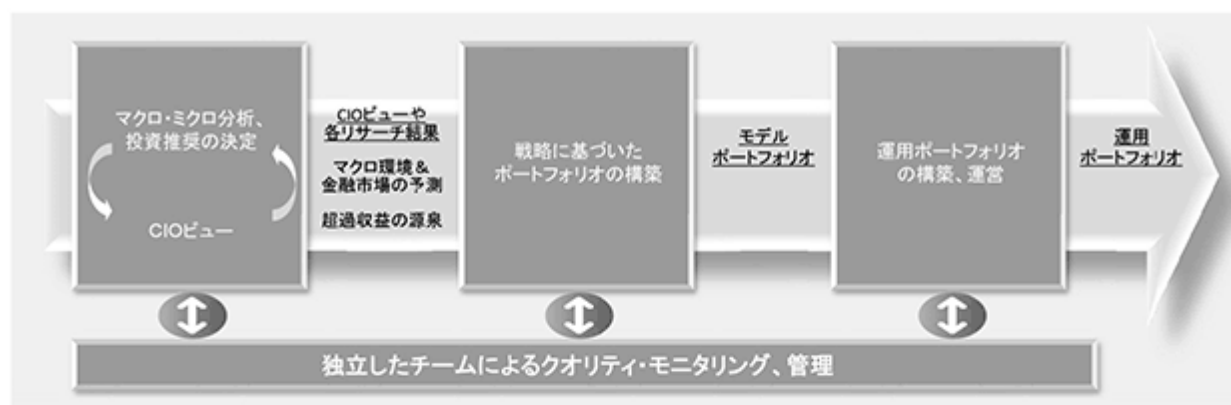
※ 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



f. ライフステージや運用スタンスにあわせて、3つのタイプのファンドから選択できます。また、ライフステージや運用スタンスの変化に応じて、いつでも3ファンド間で自由に無手数料でスイッチング（乗換え）ができます。

＜運用プロセス＞

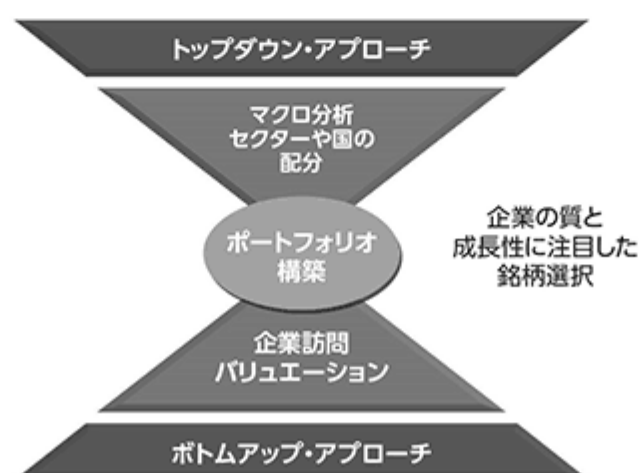
●ドイチェ・日本債券マザー及びドイチェ・外国債券マザー



ミクロ分析



●ドイチェ・日本株式マザー及びドイチェ・外国株式マザー



(注1) 上記運用プロセスにおいて、ドイツ銀行グループの資産運用部門（グローバル）またはその他外部機関の投資環境調査等やモデルポートフォリオを参考にすることがあります。

(注2) 上記各運用プロセスは本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

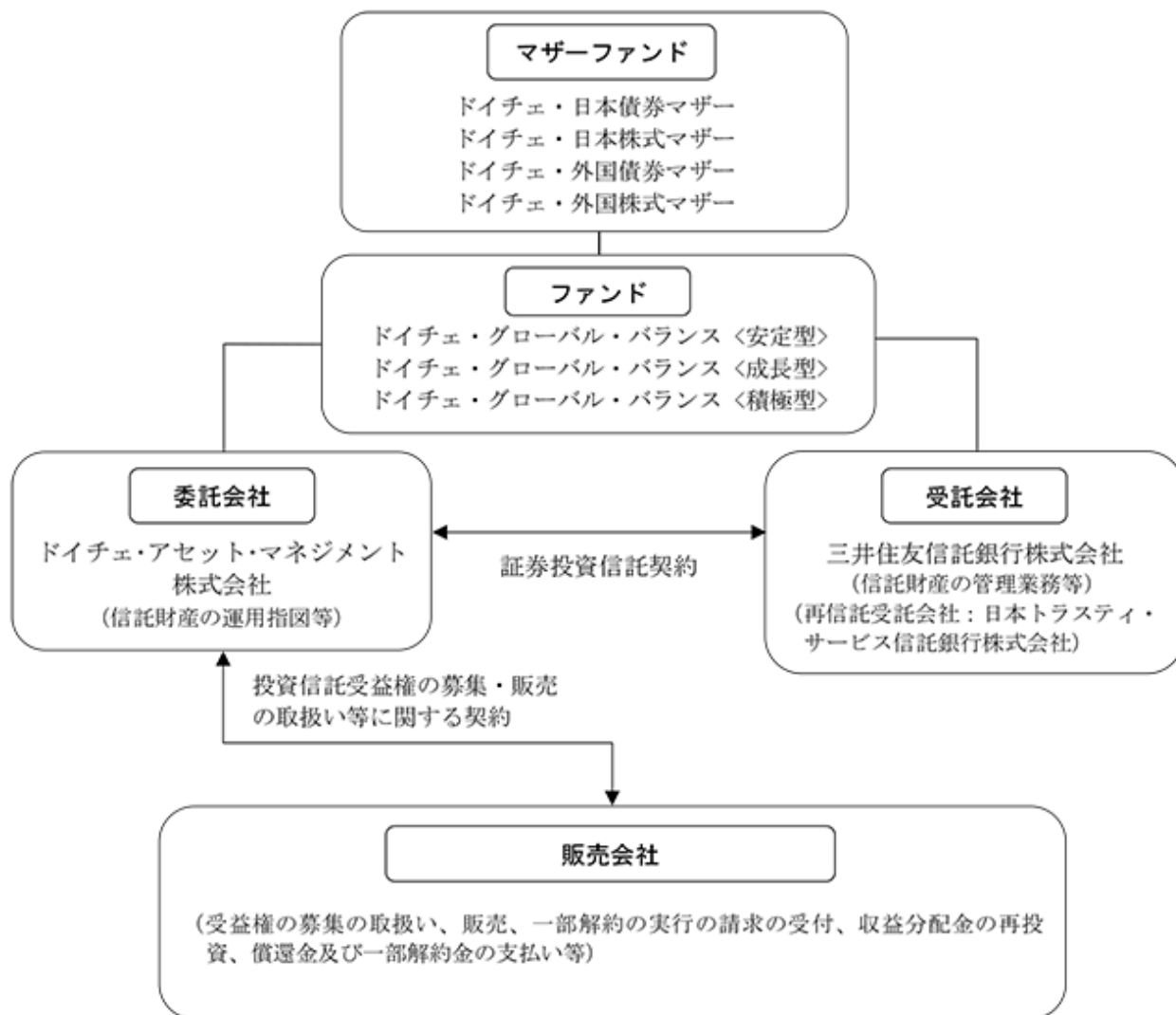
(注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2001年9月25日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



②委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

③委託会社の概況

a. 資本金の額（2019年8月末現在）

3,078百万円

b. 沿革

1985年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立
1987年 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年 ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット
マネジメント（株）に社名を変更
1995年 ディービー モルガン グレンフェル 投信投資顧問（株）に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得
1996年 ドイチェ・モルガン・グレンフェル 投信投資顧問（株）に社名を変更
1999年 バンカース・トラスト 投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジ
メント（株）に社名を変更
2002年 チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併
2005年 ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用
サービス業務を統合
資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化

c. 大株主の状況（2019年8月末現在）

名 称： DWS グループ GmbH & Co. KGaA

住 所： ドイツ連邦共和国60329 ヘッセン フランクフルト・アム・マイン マインツァー・
ラント通り11-17

所有株式： 61,560株

所有比率： 100%

2【投資方針】

以下、各項目等に特に記載がない場合は、各ファンド共通の内容となります。

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債及び外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

＜マザーファンドの基本方針＞

「ドイチェ・日本株式マザー」

主にわが国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

「ドイチェ・日本債券マザー」

主にわが国の公社債に投資し、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

「ドイチェ・外国株式マザー」

主に外国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

「ドイチェ・外国債券マザー」

主に外国の公社債に投資し、安定収益の獲得を目指して運用を行います。

②運用方法

a. 投資対象

ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券（以下、それぞれ「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象とします。

b. 投資態度

「ドイチェ・グローバル・バランス <安定型>」

- 1) 主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式及び債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、国内株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の30%を、かつ外国株式と外国債券等の外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の30%を超えない範囲で運用を行います。

「ドイチェ・グローバル・バランス <成長型>」

- 1) 主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式及び債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、国内株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の50%を、かつ外国株式と外国債券等の外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の40%を超えない範囲で運用を行います。

「ドイチェ・グローバル・バランス <積極型>」

- 1) 主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式及び債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、国内株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の70%未満の範囲で、かつ外国株式と外国債券等の外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の50%を超えない範囲で運用を行います。

（以下、各ファンド共通）

- 2) 各資産毎（国内株式、国内債券、外国株式、外国債券）の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。
- 3) 各資産毎の資産配分の決定・変更は以下のように行います。
 1. 各々のマザーファンド受益証券への中立的な投資配分（基本資産配分）を以下の要領で決定します。
 - i) 3年～5年の中長期的観点で、一定の収益目標を定めます。
 - ii) 各資産毎（国内株式、国内債券、外国株式、外国債券）に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。
 - iii) 予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本資産配分とします。
 - iv) 長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化したと判断した場合は、基本資産配分の見直しを行います。
 2. この基本資産配分を中立的配分として、四半期毎に戦略的資産配分（各々のマザーファンド受益証券への投資配分）の計画を作成します。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の計画を決定します。
 3. 各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、一定の変更限度内で資産配分の調整を行います。
- 4) 各マザーファンド受益証券の合計の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向等によってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。
- 5) 実質外貨建資産については、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるかと判断した場合は、為替ヘッジを行います。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）等、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れ及び資金の借入れを行うことがあります。
- 7) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

＜マザーファンドの概要＞（詳細については、各マザーファンドの信託約款をご参照下さい。）

※ 各マザーファンドは、信託約款に基づき、以下の概要の通りの運用を行います。

「ドイチェ・日本株式マザー」

- 1) 主にわが国の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している株式に積極的に投資を行い、東証株価指数（配当込み）を上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、トップ・ダウン及びボトム・アップの両方を活用した運用を行います。業種配分に関しては、マクロ経済・産業分析等を通じて最適な配分を決定します。銘柄選択に関しては、個々の企業のファンダメンタルズ分析、定性分析、バリュエーション分析、将来の成長性等を吟味した上で投資対象の絞込みを行います。
- 3) 業種及び銘柄の分散を行い、ポートフォリオ全体として意図せざるリスクをとることを抑制します。
- 4) 株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、市場環境やファンドキャッシュフロー予測に基づき必要と認められた場合には一時的に株式組入れ比率を引き下げることがあります。
- 5) 上記の運用を補完する目的でわが国の企業が発行する外貨建の転換社債、新株引受権証券、外国の取引所におけるわが国の株価指数先物等を行い、外貨建資産を保有することがあります。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。
- 7) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

「ドイチェ・日本債券マザー」

- 1) 主にNOMURA－BPI総合に採用されている公社債に投資を行い、同指数を上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、マクロ分析に基づく市場予測によって、アクティブにデュレーションやイーールド・カーブ等の調整を行います。
- 3) 上記の運用を補完する目的で、外国の証券取引所におけるわが国の有価証券先物取引等を行うために、外貨建資産を保有することがあります。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。
- 5) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

「ドイチェ・外国株式マザー」

- 1) 主にMSCIコクサイ指数に採用されている国の株式に積極的に投資を行い、同指数を上回る投資成果を目指します。なお、市況動向等によっては、MSCIコクサイ指数に採用されていない国の株式を信託財産の最大10%まで組入れることがあります。
- 2) 付加価値を高めるために、個々の企業のファンダメンタルズ及びバリュエーションを考慮して銘柄選択を行います。
- 3) 株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、市場環境やファンドキャッシュフロー予測に基づき必要と認められた場合には一時的に株式組入れ比率を引き下げることがあります。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。
- 5) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

「ドイチェ・外国債券マザー」

- 1) 主にFTSE世界国債インデックス（除く日本）に採用されている国債を中心に投資を行い、同インデックスを上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、マクロ分析に基づく市場予測によって、アクティブにデュレーションや国別配分等の調整を行います。
- 3) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。
- 4) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】**①投資の対象とする資産の種類**

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②運用の指図範囲

- a. 委託会社は、信託金を、主としてドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券及びドイチェ・外国債券マザー受益証券のほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. コマーシャル・ペーパー
 8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記8. までの証券の性質を有するもの
 10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 11. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 13. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 14. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 17. 外国の者に対する権利で上記16. の有価証券の性質を有するもの
 18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、上記1. の証券または証書及び上記9. 並びに上記14. の証券及び証書のうち上記1. の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から上記6. までの証券及び上記9. 並びに上記14. の証券または証書のうち上記2. から上記6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記10. の証券及び上記11. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- b. 委託会社は、信託金を、上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの
- c. 委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

- d. 上記 a. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<マザーファンドの投資対象>

運用の指図範囲

「ドイチェ・日本株式マザー」

- a. 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 新株引受権証券及び新株予約権証券
 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記7. までの証券の性質を有するもの
 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 13. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 16. 外国の者に対する権利で上記15. の有価証券の性質を有するもの
 17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、上記1. の証券または証書及び上記8. 並びに上記13. の証券または証書のうち上記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から上記5. までの証券及び上記8. 並びに上記13. の証券または証書のうち上記2. から上記5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9. の証券及び上記10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- b. 委託会社は、信託金を、上記 a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの
- c. 委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

- d. 上記 a. の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ドイチェ・日本債券マザー」

- a. 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記6. までの証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で上記12. の有価証券の性質を有するもの
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1. から上記5. までの証券及び上記7. の証券または証書のうち上記1. から上記5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記8. の証券及び上記9. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- b. 委託会社は、信託金を、上記 a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

- c. 委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

- d. 上記 a. の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ドイチェ・外国株式マザー」

- a. 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券及び新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記7. までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15. の有価証券の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1. の証券または証書及び上記8. 並びに上記13. の証券または証書のうち上記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から上記5. までの証券及び上記8. 並びに上記13. の証券または証書のうち上記2. から上記5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9. の証券及び上記10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- b. 委託会社は、信託金を、上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの
- c. 委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。
- d. 上記a. の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ドイチェ・外国債券マザー」

- a. 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記6. までの証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で上記12. の有価証券の性質を有するもの
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

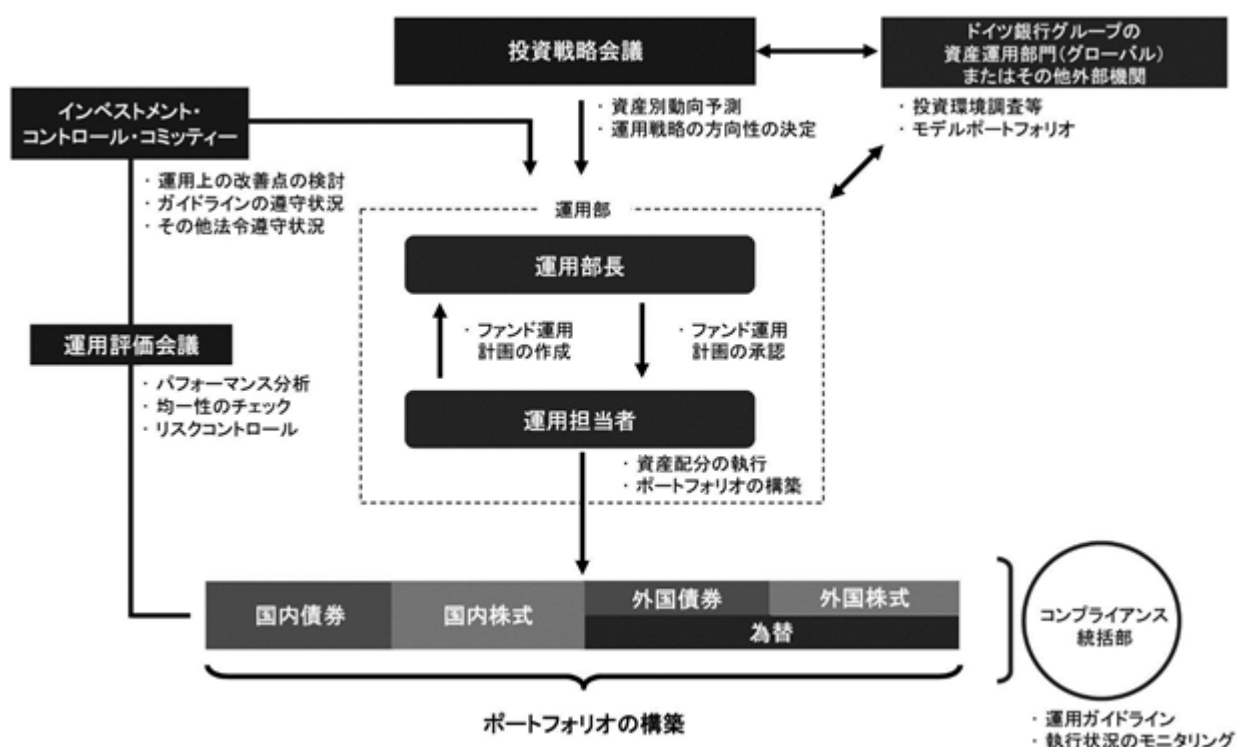
なお、上記1. から上記5. までの証券及び上記7. の証券または証書のうち上記1. から上記5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記8. の証券及び上記9. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- b. 委託会社は、信託金を、上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの
- c. 委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。
- d. 上記a. の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

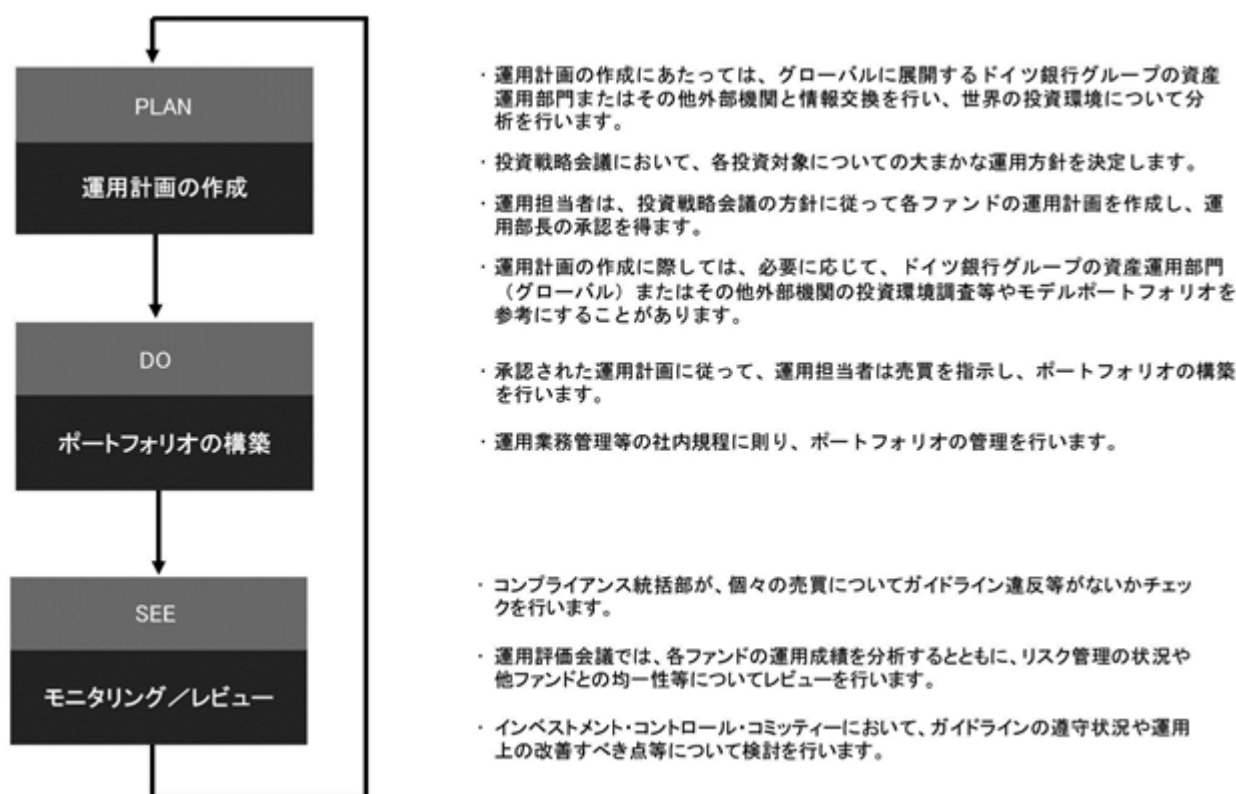
<運用体制>



運用計画の作成、ポートフォリオの運用指図、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等当ファンドの一連の運用業務は、委託会社の運用部が行います。運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれも運用部長が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議・決定します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

＜運用の流れ＞



＜内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織＞

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理能力の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

＜委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制＞

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の毎決算時（原則として毎年1月14日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

<信託約款で定める投資制限>

「ドイチェ・グローバル・バランス <安定型>」

①株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合[※]は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

※ 「実質投資割合」とは、ファンドに属する当該資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

「ドイチェ・グローバル・バランス <成長型>」

①株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

「ドイチェ・グローバル・バランス <積極型>」

①株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

（以下、各ファンド共通）

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するも

のとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

⑥同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- c. 同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑧公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑨公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑩先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- c. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡し取引及び為替先渡し取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡し取引及び為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- c. 委託会社は、金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑰資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑮投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

<マザーファンドの信託約款で定める投資制限>

「ドイチェ・日本株式マザー」

①株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

②信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

③投資する株式等の範囲

委託会社が受託会社に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

④外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

⑤信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑥公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑦公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑧先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑫有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うもの
とします。

⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約
されることがあります。

⑭外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換
算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替
変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為
替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑮投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

「ドイチェ・日本債券マザー」

①信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及び
デリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当
該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

③公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社
債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財
産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができ
るものとします。
b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とし
ます。
c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額
を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済す
るための指図をするものとします。

④公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、
当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとしま
す。
b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を
超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済
するための指図をするものとします。
d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑤先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価
証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を
行うことの指図をすることができます。

- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑥スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑨有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記b. の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- c. 上記b. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d. 委託会社は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑫投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

「ドイチェ・外国株式マザー」

①株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

②信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

③投資する株式等の範囲

委託会社が受託会社に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

④外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑤信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑥公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。
- b. 上記a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑦公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑧先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑫有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑭外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑮投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。

「ドイチェ・外国債券マザー」

①信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

④公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑤先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑥スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑨有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記b. の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- c. 上記b. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d. 委託会社は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑫投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

<法令で定める投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa. の数がb. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

②デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

③信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式及び公社債等の値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①株価変動リスク

ファンドの基準価額は、組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株価は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、当ファンドが保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③信用リスク

投資した株式や債券等の有価証券について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は、当該有価証券の価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④為替変動リスク

当ファンドは外国の株式や債券に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

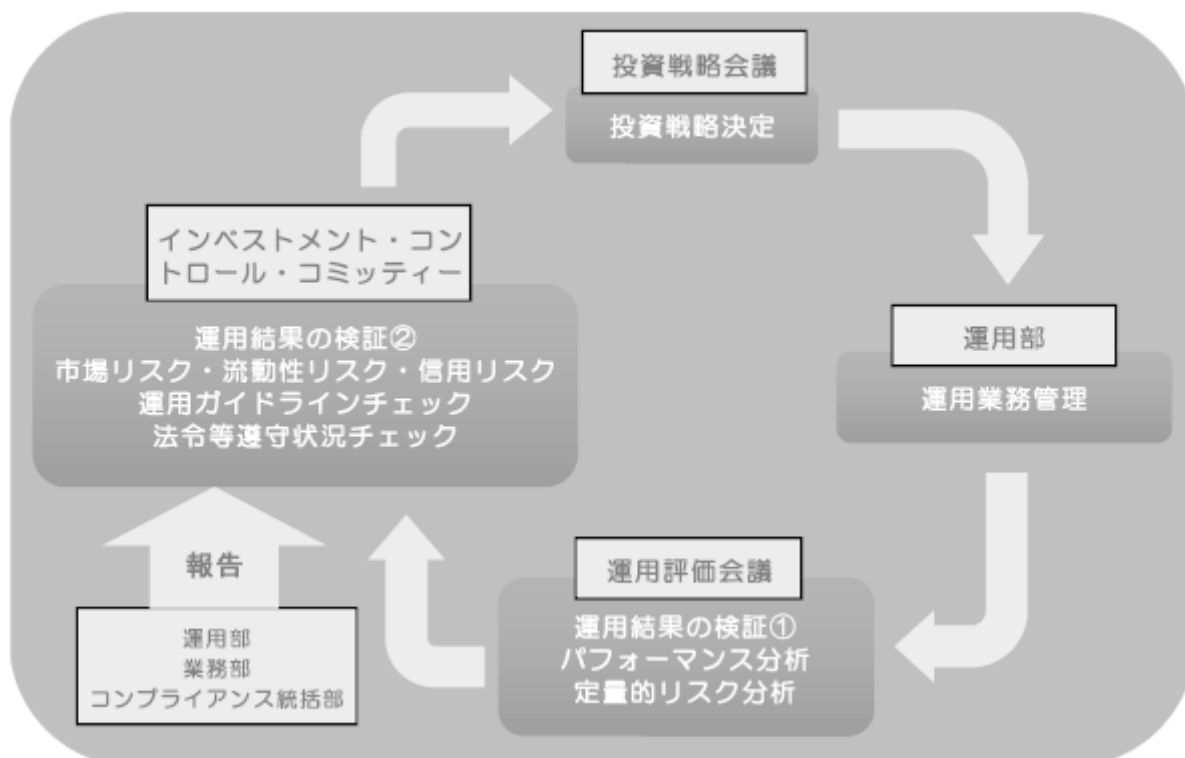
⑥その他の留意点

- ・各資産への投資配分（各マザーファンド受益証券への投資配分）は、「基本資産配分」を中立的配分とし、一定の変更限度内で調整を行いますが、相対的に収益率の劣る資産への投資配分を増やすことにより中立的な投資配分をした場合より基準価額のパフォーマンスが劣る場合があります。
- ・当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消することができます。

- ・当ファンドのベンチマークは、ファンドの運用にあたって運用成果の目標の目安とする指標であり、一定の運用成果を保証するものではありません。また、株式及び金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。
- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・各ファンドは、償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制等の様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2)投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられ

ています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1, ※2

(2014年8月～2019年7月)

みらいステージ 30



みらいステージ 50



みらいステージ 70



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1, ※3, ※4

(2014年8月～2019年7月)

みらいステージ 30



みらいステージ 50



みらいステージ 70



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3 2014年8月～2019年7月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日本株：TOPIX（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- ・TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P. Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P. Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P. Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

ただし、各ファンド間のスイッチング（乗換え）による取得申込みの場合、または収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（注1）申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

（注2）上記にかかわらず、確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

ファンド	信託報酬率	配分（税抜）及び役務の内容		
		委託会社	販売会社	受託会社
		委託した資金の運用等の対価	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
ドイチェ・グローバル・バランス <安定型>	年率1.353% （税抜1.23%）	0.58%	0.55%	0.10%
ドイチェ・グローバル・バランス <成長型>	年率1.573% （税抜1.43%）	0.68%	0.65%	0.10%
ドイチェ・グローバル・バランス <積極型>	年率1.793% （税抜1.63%）	0.78%	0.75%	0.10%

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

②上記①の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

①当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。

ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率0.10%を上限とします。

②信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

- ③上記①の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、信託事務の処理等に要する諸費用を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

なお、確定拠出年金制度に基づく申込みの場合は、当該制度に係る税制が適用されます。

①個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は、当該口座毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「②収益分配金について」をご参照下さい。）

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(i)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③課税の取扱いについて

以下の内容は2019年8月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

◆ 収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

◆ 一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

b. 法人の受益者に対する課税

◆ 収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

ドイチェ・グローバル・バランス＜安定型＞

(2019年 7月31日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	403,398,707	98.60
コール・ローン・その他の資産（負債控除後）	—	5,720,039	1.40
合計（純資産総額）		409,118,746	100.00

ドイチェ・グローバル・バランス＜成長型＞

(2019年 7月31日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	526,183,169	99.01
コール・ローン・その他の資産（負債控除後）	—	5,280,951	0.99
合計（純資産総額）		531,464,120	100.00

ドイチェ・グローバル・バランス＜積極型＞

(2019年 7月31日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	413,933,195	98.93
コール・ローン・その他の資産（負債控除後）	—	4,498,051	1.07
合計（純資産総額）		418,431,246	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）ドイチェ・日本債券マザー

(2019年 7月31日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	2,974,440,850	92.48
特殊債券	日本	224,212,000	6.97
コール・ローン・その他の資産（負債控除後）	—	17,529,065	0.55
合計（純資産総額）		3,216,181,915	100.00

（参考）ドイチェ・日本株式マザー

(2019年 7月31日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,553,144,600	97.95
コール・ローン・その他の資産（負債控除後）	—	32,582,057	2.05
合計（純資産総額）		1,585,726,657	100.00

(参考) ドイチェ・外国債券マザー

(2019年 7月31日現在)

資産の種類	地域別 (国名)	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	473,976,584	42.65
	カナダ	25,874,883	2.33
	メキシコ	12,888,840	1.16
	ドイツ	66,815,076	6.01
	イタリア	111,910,482	10.07
	フランス	120,981,432	10.89
	オランダ	18,325,685	1.65
	スペイン	73,839,068	6.64
	ベルギー	14,586,610	1.31
	オーストリア	18,930,484	1.70
	イギリス	61,402,341	5.52
	ノルウェー	8,957,760	0.81
	ポーランド	21,478,383	1.93
	オーストラリア	17,579,371	1.58
	小計	1,047,546,999	94.26
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	—	63,845,870	5.74
合計(純資産総額)		1,111,392,869	100.00

(参考) ドイチェ・外国株式マザー

(2019年 7月31日現在)

資産の種類	地域別 (国名)	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	659,915,105	59.27
	カナダ	52,745,202	4.74
	ドイツ	79,218,098	7.11
	フランス	13,207,226	1.19
	オランダ	49,242,048	4.42
	アイルランド	33,346,161	2.99
	イギリス	49,433,833	4.44
	スイス	63,071,950	5.66
	スウェーデン	11,242,701	1.01
	ノルウェー	8,791,748	0.79
	デンマーク	11,701,202	1.05
	ケイマン諸島	7,809,499	0.70
	香港	12,826,737	1.15
	韓国	15,011,875	1.35
	台湾	11,010,839	0.99
	イスラエル	6,730,800	0.60
	南アフリカ	4,926,722	0.44
	ガンジー	11,082,844	1.00
	小計	1,101,314,590	98.91
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	—	12,084,784	1.09
合計(純資産総額)		1,113,399,374	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ドイチェ・グローバル・バランス＜安定型＞

＜評価額(全銘柄)＞

(2019年 7月31日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	159,860,412	1.4547	232,548,942	1.4858	237,520,600	58.06
2	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	33,699,916	1.9056	64,218,560	1.9770	66,624,733	16.28
3	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	40,355,479	1.5372	62,034,443	1.6312	65,827,857	16.09
4	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	15,689,785	1.9008	29,823,144	2.1304	33,425,517	8.17

＜種類別投資比率＞

(2019年 7月31日現在)

種類	国内／外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	98.60
合計		98.60

ドイチェ・グローバル・バランス＜成長型＞

＜評価額(全銘柄)＞

(2019年 7月31日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	133,904,765	1.4548	194,804,653	1.4858	198,955,699	37.44
2	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	87,494,731	1.5372	134,496,901	1.6312	142,721,405	26.85
3	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	46,731,795	1.9052	89,033,416	1.9770	92,388,758	17.38
4	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	43,239,442	1.8499	79,988,819	2.1304	92,117,307	17.33

＜種類別投資比率＞

(2019年 7月31日現在)

種類	国内／外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	99.01
合計		99.01

ドイチェ・グローバル・バランス＜積極型＞

＜評価額(全銘柄)＞

(2019年 7月31日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	65,332,811	1.8351	119,892,242	2.1304	139,185,020	33.26
2	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	74,430,476	1.5381	114,481,516	1.6312	121,410,992	29.02
3	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	74,132,428	1.4550	107,862,683	1.4858	110,145,961	26.32
4	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	21,846,850	1.9053	41,624,804	1.9770	43,191,222	10.32

＜種類別投資比率＞

(2019年 7月31日現在)

種類	国内／外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	98.93
合計		98.93

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄及び種類別の評価金額の比率をいいます。

（参考）ドイチェ・日本債券マザー

＜評価額(全銘柄)＞

(2019年 7月31日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債 証券	第120回利付国債（20年）	240,000,000	116.05	278,520,000	118.90	285,369,600	1.6	2030/6/20	8.87
2	日本	国債 証券	第141回利付国債（20年）	230,000,000	118.84	273,332,000	123.08	283,097,800	1.7	2032/12/20	8.80
3	日本	国債 証券	第396回利付国債（2年）	280,000,000	100.49	281,391,600	100.41	281,153,600	0.1	2021/1/1	8.74
4	日本	国債 証券	第72回利付国債（20年）	247,000,000	112.70	278,369,000	112.17	277,059,900	2.1	2024/9/20	8.61
5	日本	国債 証券	第99回利付国債（20年）	230,000,000	118.50	272,550,000	119.77	275,471,000	2.1	2027/12/20	8.57
6	日本	国債 証券	第47回利付国債（30年）	190,000,000	119.10	226,305,200	132.33	251,442,200	1.6	2045/6/20	7.82
7	日本	特殊 債券	第42回道路債券	200,000,000	113.36	226,734,000	112.10	224,212,000	2.22	2025/3/21	6.97
8	日本	国債 証券	第64回利付国債（20年）	170,000,000	109.68	186,457,700	108.91	185,162,300	1.9	2023/9/20	5.76
9	日本	国債 証券	第325回利付国債（10年）	170,000,000	103.49	175,936,400	103.23	175,504,600	0.8	2022/9/20	5.46
10	日本	国債 証券	第7回利付国債（40年）	105,000,000	122.76	128,904,300	143.02	150,176,250	1.7	2054/3/20	4.67
11	日本	国債 証券	第149回利付国債（20年）	100,000,000	116.40	116,400,000	121.78	121,783,000	1.5	2034/6/20	3.79
12	日本	国債 証券	第63回利付国債（20年）	100,000,000	108.73	108,739,000	107.97	107,978,000	1.8	2023/6/20	3.36

13	日本	国債証券	第320回利付国債（10年）	100,000,000	103.46	103,461,000	102.88	102,889,000	1	2021/12/20	3.20
14	日本	国債証券	第347回利付国債（10年）	100,000,000	100.55	100,556,000	102.77	102,773,000	0.1	2027/6/20	3.20
15	日本	国債証券	第58回利付国債（30年）	90,000,000	103.13	92,825,100	112.73	101,464,200	0.8	2048/3/20	3.15
16	日本	国債証券	第102回利付国債（20年）	80,000,000	122.02	97,620,000	123.40	98,725,600	2.4	2028/6/20	3.07
17	日本	国債証券	第341回利付国債（10年）	70,000,000	103.13	72,196,600	103.56	72,498,300	0.3	2025/12/20	2.25
18	日本	国債証券	第350回利付国債（10年）	50,000,000	100.23	50,115,500	102.77	51,385,000	0.1	2028/3/20	1.60
19	日本	国債証券	第306回利付国債（10年）	50,000,000	102.08	51,040,000	101.01	50,507,500	1.4	2020/3/20	1.57

<種類別投資比率>

(2019年 7月31日現在)

種類	国内／外国	投資比率（％）
国債証券	国内	92.48
特殊債券	国内	6.97
合計		99.45

(参考) ドイチェ・日本株式マザー

<評価額(上位30銘柄)>

(2019年 7月31日現在)

順位	国／地	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	9,900	5,317.55	52,643,748	5,797.00	57,390,300	3.62
2	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	9,800	4,508.25	44,180,918	5,628.00	55,154,400	3.48
3	日本	株式	中外製薬	医薬品	6,600	6,889.76	45,472,458	7,800.00	51,480,000	3.25
4	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	16,400	3,345.38	54,864,232	3,098.00	50,807,200	3.20
5	日本	株式	富士通	電気機器	5,400	7,652.71	41,324,643	8,543.00	46,132,200	2.91
6	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	12,300	3,127.87	38,472,875	3,718.00	45,731,400	2.88
7	日本	株式	日本ユニシス	情報・通信業	12,400	2,781.69	34,492,997	3,605.00	44,702,000	2.82
8	日本	株式	キーエンス	電気機器	700	61,291.87	42,904,311	63,130.00	44,191,000	2.79
9	日本	株式	テルモ	精密機器	13,400	3,023.83	40,519,326	3,182.00	42,638,800	2.69
10	日本	株式	日本水産	水産・農林業	61,600	704.39	43,390,811	689.00	42,442,400	2.68
11	日本	株式	西日本旅客鉄道	陸運業	4,700	8,349.83	39,244,244	8,938.00	42,008,600	2.65
12	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	5,900	6,998.02	41,288,328	7,024.00	41,441,600	2.61
13	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	2,800	10,956.61	30,678,518	14,440.00	40,432,000	2.55

14	日本	株式	神戸物産	卸売業	6,500	3,944.14	25,636,910	6,120.00	39,780,000	2.51
15	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	1,800	23,307.84	41,954,115	21,920.00	39,456,000	2.49
16	日本	株式	三井不動産	不動産業	15,600	2,700.08	42,121,363	2,471.50	38,555,400	2.43
17	日本	株式	伊藤忠テクノソリューションズ	情報・通信業	13,500	2,199.69	29,695,868	2,811.00	37,948,500	2.39
18	日本	株式	花王	化学	4,700	8,701.92	40,899,058	7,979.00	37,501,300	2.36
19	日本	株式	信越化学工業	化学	3,300	9,746.53	32,163,559	11,155.00	36,811,500	2.32
20	日本	株式	アンリツ	電気機器	17,300	1,885.57	32,620,389	2,022.00	34,980,600	2.21
21	日本	株式	村田製作所	電気機器	7,200	5,563.23	40,055,306	4,843.00	34,869,600	2.20
22	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	500	60,504.75	30,252,379	65,550.00	32,775,000	2.07
23	日本	株式	スズキ	輸送用機器	7,500	5,529.29	41,469,725	4,269.00	32,017,500	2.02
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	21,600	1,429.61	30,879,733	1,469.00	31,730,400	2.00
25	日本	株式	HOYA	精密機器	3,500	6,761.36	23,664,760	8,405.00	29,417,500	1.86
26	日本	株式	ペプチドリーム	医薬品	4,600	4,351.95	20,018,970	6,110.00	28,106,000	1.77
27	日本	株式	SCSK	情報・通信業	5,200	4,588.51	23,860,281	5,200.00	27,040,000	1.71
28	日本	株式	日本M&Aセンター	サービス業	8,800	2,836.67	24,962,777	2,952.00	25,977,600	1.64
29	日本	株式	ダイキン工業	機械	1,900	12,189.75	23,160,543	13,585.00	25,811,500	1.63
30	日本	株式	大塚商会	情報・通信業	5,900	4,181.86	24,673,002	4,325.00	25,517,500	1.61

<種類別及び業種別投資比率>

(2019年 7月31日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
----	-------	----	----------

株式	国内	水産・農林業	2.68
		建設業	3.81
		化学	10.53
		医薬品	6.59
		機械	2.76
		電気機器	11.03
		輸送用機器	4.63
		精密機器	5.56
		その他製品	1.52
		陸運業	6.72
		情報・通信業	17.91
		卸売業	5.26
		小売業	2.07
		証券、商品先物取引業	1.56
		保険業	3.62
		不動産業	4.01
		サービス業	7.71
		合計	

(参考) ドイチェ・外国債券マザー

<評価額(全銘柄)>

(2019年 7月31日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	UST 2.5% 08/15/23	1,200,000	10,646.72	127,760,640	11,146.63	133,759,605	2.5	2023/8/15	12.04
2	アメリカ	国債証券	UST 8.125% 08/15/19	1,150,000	11,301.53	129,967,601	10,889.03	125,223,938	8.125	2019/8/15	11.27
3	イタリア	国債証券	BTPS 1.5% 06/01/25	750,000	11,035.56	82,766,711	12,461.96	93,464,758	1.5	2025/6/1	8.41
4	フランス	国債証券	FRTR 6% 10/25/25	510,000	16,863.58	86,004,301	17,093.24	87,175,542	6	2025/10/25	7.84
5	アメリカ	国債証券	UST 7.625% 02/15/25	520,000	13,707.31	71,278,025	14,148.66	73,573,045	7.625	2025/2/15	6.62
6	アメリカ	国債証券	UST 3.625% 08/15/43	500,000	11,357.12	56,785,618	12,996.90	64,984,543	3.625	2043/8/15	5.85
7	イギリス	国債証券	UKT 5% 03/07/25	260,000	16,256.72	42,267,483	16,529.24	42,976,030	5	2025/3/7	3.87
8	アメリカ	国債証券	UST 4.25% 05/15/39	300,000	12,436.73	37,310,200	14,107.92	42,323,767	4.25	2039/5/15	3.81
9	ドイツ	国債証券	DBR 4% 01/04/37	200,000	18,675.13	37,350,273	20,618.05	41,236,109	4	2037/1/4	3.71
10	スペイン	国債証券	SPGB 1.6% 04/30/25	300,000	12,594.06	37,782,195	13,345.07	40,035,238	1.6	2025/4/30	3.60
11	スペイン	国債証券	SPGB 5.15% 10/31/44	150,000	17,941.08	26,911,633	22,535.88	33,803,830	5.15	2044/10/31	3.04
12	カナダ	国債証券	CAN 2% 06/01/28	300,000	8,362.07	25,086,211	8,624.96	25,874,883	2	2028/6/1	2.33
13	アメリカ	国債証券	UST 2% 02/28/21	200,000	10,652.66	21,305,322	10,881.82	21,763,647	2	2021/2/28	1.96
14	ポーランド	国債証券	POLGB 4% 10/25/23	700,000	3,017.03	21,119,242	3,068.34	21,478,383	4	2023/10/25	1.93

15	オーストリア	国債証券	RAGB 1.65% 10/21/24	140,000	13,237.58	18,532,617	13,521.77	18,930,484	1.65	2024/10/21	1.70
16	フランス	国債証券	FRTR 8.5% 10/25/19	150,000	13,158.81	19,738,215	12,375.07	18,562,612	8.5	2019/10/25	1.67
17	イタリア	国債証券	BTPS 0.95% 03/15/23	150,000	11,373.68	17,060,522	12,297.14	18,445,724	0.95	2023/3/15	1.66
18	イギリス	国債証券	UKT 3.25% 01/22/44	100,000	16,436.86	16,436,863	18,426.31	18,426,311	3.25	2044/1/22	1.66
19	オランダ	国債証券	NETHER 5.5% 01/15/28	100,000	17,667.07	17,667,078	18,325.68	18,325,685	5.5	2028/1/15	1.65
20	オーストラリア	国債証券	ACGB 2.75% 06/21/35	200,000	7,230.75	14,461,509	8,789.68	17,579,371	2.75	2035/6/21	1.58
21	ドイツ	国債証券	DBR 6.25% 01/04/24	100,000	16,137.66	16,137,660	15,941.33	15,941,332	6.25	2024/1/4	1.43
22	フランス	国債証券	FRTR 2.75% 10/25/27	100,000	14,382.82	14,382,829	15,243.27	15,243,278	2.75	2027/10/25	1.37
23	ベルギー	国債証券	BGB 5% 03/28/35	70,000	18,708.22	13,095,755	20,838.01	14,586,610	5	2035/3/28	1.31
24	メキシコ	国債証券	MBONO 10% 12/05/24	2,000,000	600.06	12,001,236	644.44	12,888,840	10	2024/12/5	1.16
25	アメリカ	国債証券	UST 8% 11/15/21	100,000	12,449.04	12,449,041	12,348.03	12,348,039	8	2021/11/15	1.11
26	ドイツ	国債証券	DBR 2.5% 07/04/44	50,000	16,255.21	8,127,608	19,275.27	9,637,635	2.5	2044/7/4	0.87
27	ノルウェー	国債証券	NGB 1.75% 02/17/27	700,000	1,223.88	8,567,160	1,279.68	8,957,760	1.75	2027/2/17	0.81

<種類別投資比率>

(2019年 7月31日現在)

種類	国内／外国	投資比率 (%)
国債証券	外国	94.26
合計		94.26

(参考) ドイチェ・外国株式マザー

<評価額(上位30銘柄)>

(2019年 7月31日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	425	115,636.03	49,145,314	133,409.92	56,699,216	5.09
2	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	1,722	15,491.22	26,675,885	19,721.41	33,960,284	3.05
3	アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	小売	150	202,154.85	30,323,228	208,218.34	31,232,751	2.81
4	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	2,493	9,406.97	23,451,598	11,537.01	28,761,771	2.58
5	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,101	20,437.30	22,501,477	22,681.85	24,972,727	2.24
6	アメリカ	株式	TJX COMPANIES INC	小売	4,110	5,717.62	23,499,421	5,973.02	24,549,142	2.20
7	ドイツ	株式	ALLIANZ SE	保険	912	23,319.32	21,267,227	25,262.05	23,038,995	2.07

8	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG GENUSSCHEIN	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエ ンス	753	28,460.03	21,430,409	29,221.09	22,003,487	1.98
9	アメリカ	株式	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	資本財	1,072	16,315.19	17,489,892	18,893.58	20,253,920	1.82
10	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	メディア・娯楽	922	16,145.27	14,885,943	21,406.42	19,736,724	1.77
11	アメリカ	株式	MICROSOFT CORPORATION	ソフトウェア・ サービス	1,270	11,706.68	14,867,495	15,247.62	19,364,482	1.74
12	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	753	19,842.14	14,941,133	23,613.99	17,781,335	1.60
13	アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	半導体・半導体 製造装置	3,207	3,926.89	12,593,542	5,511.30	17,674,762	1.59
14	アイルランド	株式	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア機 器・サービス	1,468	10,070.43	14,783,399	11,271.39	16,546,415	1.49
15	アメリカ	株式	HP INC	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	6,942	2,446.40	16,982,922	2,340.10	16,245,013	1.46
16	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	4,638	2,977.04	13,807,541	3,355.88	15,564,616	1.40
17	カナダ	株式	CANADIAN NATL RAILWAY CO	運輸	1,458	9,375.64	13,669,694	10,370.95	15,120,847	1.36
18	韓国	株式	SAMSUNG ELECTR- GDR REG S	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	141	105,506.51	14,876,418	106,467.19	15,011,875	1.35
19	アメリカ	株式	MOODY'S CORPORATION	各種金融	658	16,404.90	10,794,428	21,971.35	14,457,151	1.30
20	アメリカ	株式	CENTENE CORP	ヘルスケア機 器・サービス	2,427	7,234.08	17,557,134	5,844.83	14,185,407	1.27
21	オランダ	株式	UNILEVER NV	家庭用品・パー ソナル用品	2,145	5,950.63	12,764,116	6,404.89	13,738,492	1.23
22	カナダ	株式	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	銀行	1,571	9,373.99	14,726,543	8,547.25	13,427,732	1.21
23	フランス	株式	LVMH MOET- HENNESSY LOUIS VUITTON	耐久消費財・ア パレル	291	33,682.45	9,801,594	45,385.65	13,207,226	1.19
24	イギリス	株式	RELX PLC	商業・専門サー ビス	5,032	2,303.85	11,592,988	2,614.06	13,153,992	1.18
25	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	11,200	909.45	10,185,909	1,145.24	12,826,737	1.15
26	アメリカ	株式	AUTOZONE INC	小売	103	92,096.60	9,485,950	124,305.88	12,803,506	1.15
27	アメリカ	株式	WALT DISNEY CORPORATION	メディア・娯楽	800	12,960.87	10,368,701	15,745.19	12,596,156	1.13
28	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエ ンス	875	15,622.13	13,669,364	14,349.17	12,555,525	1.13
29	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエ ンス	1,693	7,645.77	12,944,298	7,288.65	12,339,697	1.11
30	アメリカ	株式	COLGATE-PALMOLIVE CO	家庭用品・パー ソナル用品	1,495	6,954.04	10,396,294	8,119.75	12,139,032	1.09

<種類別及び業種別投資比率>

(2019年 7月31日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	エネルギー	1.53
		素材	2.19
		資本財	7.21
		商業・専門サービス	1.18
		運輸	2.05
		自動車・自動車部品	0.47
		耐久消費財・アパレル	1.71
		消費者サービス	1.47
		メディア・娯楽	8.70
		小売	8.21
		食品・生活必需品小売り	2.17
		食品・飲料・タバコ	4.30
		家庭用品・パーソナル用品	5.04
		ヘルスケア機器・サービス	6.49
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.30
		銀行	6.93
		各種金融	5.04
		保険	6.82
		ソフトウェア・サービス	9.10
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.12
		電気通信サービス	0.78
		半導体・半導体製造装置	4.12
合計			98.91

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄、種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>

該当事項はありません。

ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>

該当事項はありません。

ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・日本債券マザー

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・日本株式マザー

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・外国債券マザー

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・外国株式マザー
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ドイチェ・グローバル・バランス＜安定型＞
該当事項はありません。

ドイチェ・グローバル・バランス＜成長型＞
該当事項はありません。

ドイチェ・グローバル・バランス＜積極型＞
該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・日本債券マザー
該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・日本株式マザー
該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・外国債券マザー
該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・外国株式マザー
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

ドイチェ・グローバル・バランス＜安定型＞

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第9計算期間末（2010年 1月14日）	1,372	1,372	1.0169	1.0169
第10計算期間末（2011年 1月14日）	1,153	1,153	0.9957	0.9957
第11計算期間末（2012年 1月16日）	913	913	0.9551	0.9551
第12計算期間末（2013年 1月15日）	860	860	1.0631	1.0631
第13計算期間末（2014年 1月14日）	628	628	1.2112	1.2112
第14計算期間末（2015年 1月14日）	586	586	1.2766	1.2766
第15計算期間末（2016年 1月14日）	491	491	1.2410	1.2410
第16計算期間末（2017年 1月16日）	447	447	1.2612	1.2612
第17計算期間末（2018年 1月15日）	446	446	1.3421	1.3421
第18計算期間末（2019年 1月15日）	409	409	1.2737	1.2737
2018年 7月末日	427	—	1.3162	—
8月末日	425	—	1.3167	—
9月末日	429	—	1.3332	—
10月末日	413	—	1.2921	—
11月末日	418	—	1.3023	—
12月末日	409	—	1.2746	—
2019年 1月末日	411	—	1.2847	—

2月末日	416	—	1.3016	—
3月末日	415	—	1.3088	—
4月末日	415	—	1.3116	—
5月末日	411	—	1.2952	—
6月末日	409	—	1.3071	—
7月末日	409	—	1.3132	—

ドイチェ・グローバル・バランス＜成長型＞

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第9計算期間末（2010年 1月14日）	1,467	1,467	0.9900	0.9900
第10計算期間末（2011年 1月14日）	1,251	1,251	0.9640	0.9640
第11計算期間末（2012年 1月16日）	941	941	0.8824	0.8824
第12計算期間末（2013年 1月15日）	980	980	1.0367	1.0367
第13計算期間末（2014年 1月14日）	864	864	1.2702	1.2702
第14計算期間末（2015年 1月14日）	747	747	1.3539	1.3539
第15計算期間末（2016年 1月14日）	633	633	1.2959	1.2959
第16計算期間末（2017年 1月16日）	588	588	1.3298	1.3298
第17計算期間末（2018年 1月15日）	607	607	1.4911	1.4911
第18計算期間末（2019年 1月15日）	528	528	1.3655	1.3655
2018年 7月末日	583	—	1.4482	—
8月末日	581	—	1.4566	—
9月末日	593	—	1.4892	—
10月末日	545	—	1.4093	—
11月末日	550	—	1.4260	—
12月末日	527	—	1.3645	—
2019年 1月末日	537	—	1.3846	—
2月末日	543	—	1.4157	—
3月末日	544	—	1.4223	—
4月末日	538	—	1.4345	—
5月末日	520	—	1.3987	—
6月末日	528	—	1.4165	—
7月末日	531	—	1.4296	—

ドイチェ・グローバル・バランス＜積極型＞

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第9計算期間末（2010年 1月14日）	710	710	0.9316	0.9316
第10計算期間末（2011年 1月14日）	632	632	0.9090	0.9090
第11計算期間末（2012年 1月16日）	510	510	0.8009	0.8009
第12計算期間末（2013年 1月15日）	572	572	0.9729	0.9729
第13計算期間末（2014年 1月14日）	520	520	1.2518	1.2518
第14計算期間末（2015年 1月14日）	489	489	1.3489	1.3489
第15計算期間末（2016年 1月14日）	407	407	1.2782	1.2782
第16計算期間末（2017年 1月16日）	413	413	1.3343	1.3343
第17計算期間末（2018年 1月15日）	443	443	1.5455	1.5455
第18計算期間末（2019年 1月15日）	400	400	1.3849	1.3849

2018年 7月末日	430	—	1.4971	—
8月末日	434	—	1.5134	—
9月末日	447	—	1.5531	—
10月末日	414	—	1.4469	—
11月末日	425	—	1.4690	—
12月末日	398	—	1.3785	—
2019年 1月末日	413	—	1.4133	—
2月末日	431	—	1.4572	—
3月末日	426	—	1.4614	—
4月末日	430	—	1.4866	—
5月末日	410	—	1.4338	—
6月末日	417	—	1.4580	—
7月末日	418	—	1.4793	—

（注）純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

②【分配の推移】

ドイチェ・グローバル・バランス＜安定型＞

		1口当たりの分配金（円）
第9計算期間	2009年 1月15日～2010年 1月14日	0.0000
第10計算期間	2010年 1月15日～2011年 1月14日	0.0000
第11計算期間	2011年 1月15日～2012年 1月16日	0.0000
第12計算期間	2012年 1月17日～2013年 1月15日	0.0000
第13計算期間	2013年 1月16日～2014年 1月14日	0.0000
第14計算期間	2014年 1月15日～2015年 1月14日	0.0000
第15計算期間	2015年 1月15日～2016年 1月14日	0.0000
第16計算期間	2016年 1月15日～2017年 1月16日	0.0000
第17計算期間	2017年 1月17日～2018年 1月15日	0.0000
第18計算期間	2018年 1月16日～2019年 1月15日	0.0000

ドイチェ・グローバル・バランス＜成長型＞

		1口当たりの分配金（円）
第9計算期間	2009年 1月15日～2010年 1月14日	0.0000
第10計算期間	2010年 1月15日～2011年 1月14日	0.0000
第11計算期間	2011年 1月15日～2012年 1月16日	0.0000
第12計算期間	2012年 1月17日～2013年 1月15日	0.0000
第13計算期間	2013年 1月16日～2014年 1月14日	0.0000
第14計算期間	2014年 1月15日～2015年 1月14日	0.0000
第15計算期間	2015年 1月15日～2016年 1月14日	0.0000
第16計算期間	2016年 1月15日～2017年 1月16日	0.0000
第17計算期間	2017年 1月17日～2018年 1月15日	0.0000
第18計算期間	2018年 1月16日～2019年 1月15日	0.0000

ドイチェ・グローバル・バランス＜積極型＞

		1口当たりの分配金（円）
第9計算期間	2009年 1月15日～2010年 1月14日	0.0000
第10計算期間	2010年 1月15日～2011年 1月14日	0.0000
第11計算期間	2011年 1月15日～2012年 1月16日	0.0000
第12計算期間	2012年 1月17日～2013年 1月15日	0.0000
第13計算期間	2013年 1月16日～2014年 1月14日	0.0000
第14計算期間	2014年 1月15日～2015年 1月14日	0.0000
第15計算期間	2015年 1月15日～2016年 1月14日	0.0000
第16計算期間	2016年 1月15日～2017年 1月16日	0.0000
第17計算期間	2017年 1月17日～2018年 1月15日	0.0000
第18計算期間	2018年 1月16日～2019年 1月15日	0.0000

③【収益率の推移】

ドイチェ・グローバル・バランス＜安定型＞

		収益率（％）
第9計算期間	2009年 1月15日～2010年 1月14日	7.1
第10計算期間	2010年 1月15日～2011年 1月14日	△2.1
第11計算期間	2011年 1月15日～2012年 1月16日	△4.1
第12計算期間	2012年 1月17日～2013年 1月15日	11.3
第13計算期間	2013年 1月16日～2014年 1月14日	13.9
第14計算期間	2014年 1月15日～2015年 1月14日	5.4
第15計算期間	2015年 1月15日～2016年 1月14日	△2.8
第16計算期間	2016年 1月15日～2017年 1月16日	1.6
第17計算期間	2017年 1月17日～2018年 1月15日	6.4
第18計算期間	2018年 1月16日～2019年 1月15日	△5.1
第19中間計算期間	2019年 1月16日～2019年 7月15日	2.7

ドイチェ・グローバル・バランス＜成長型＞

		収益率（％）
第9計算期間	2009年 1月15日～2010年 1月14日	11.8
第10計算期間	2010年 1月15日～2011年 1月14日	△2.6
第11計算期間	2011年 1月15日～2012年 1月16日	△8.5
第12計算期間	2012年 1月17日～2013年 1月15日	17.5
第13計算期間	2013年 1月16日～2014年 1月14日	22.5
第14計算期間	2014年 1月15日～2015年 1月14日	6.6
第15計算期間	2015年 1月15日～2016年 1月14日	△4.3
第16計算期間	2016年 1月15日～2017年 1月16日	2.6
第17計算期間	2017年 1月17日～2018年 1月15日	12.1
第18計算期間	2018年 1月16日～2019年 1月15日	△8.4
第19中間計算期間	2019年 1月16日～2019年 7月15日	4.3

ドイチェ・グローバル・バランス＜積極型＞

		収益率（％）
第9計算期間	2009年 1月15日～2010年 1月14日	16.4
第10計算期間	2010年 1月15日～2011年 1月14日	△2.4
第11計算期間	2011年 1月15日～2012年 1月16日	△11.9
第12計算期間	2012年 1月17日～2013年 1月15日	21.5
第13計算期間	2013年 1月16日～2014年 1月14日	28.7
第14計算期間	2014年 1月15日～2015年 1月14日	7.8
第15計算期間	2015年 1月15日～2016年 1月14日	△5.2
第16計算期間	2016年 1月15日～2017年 1月16日	4.4
第17計算期間	2017年 1月17日～2018年 1月15日	15.8
第18計算期間	2018年 1月16日～2019年 1月15日	△10.4
第19中間計算期間	2019年 1月16日～2019年 7月15日	6.3

（注）収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

ドイチェ・グローバル・バランス＜安定型＞

		設定口数（口）	解約口数（口）
第9計算期間	2009年 1月15日～2010年 1月14日	66,533,500	164,587,860
第10計算期間	2010年 1月15日～2011年 1月14日	50,181,714	241,284,839
第11計算期間	2011年 1月15日～2012年 1月16日	38,127,900	240,790,044
第12計算期間	2012年 1月17日～2013年 1月15日	31,622,826	178,371,767
第13計算期間	2013年 1月16日～2014年 1月14日	30,177,602	320,688,050
第14計算期間	2014年 1月15日～2015年 1月14日	21,368,193	80,652,901
第15計算期間	2015年 1月15日～2016年 1月14日	22,603,300	86,139,959
第16計算期間	2016年 1月15日～2017年 1月16日	16,206,056	57,396,001
第17計算期間	2017年 1月17日～2018年 1月15日	19,063,954	41,011,146
第18計算期間	2018年 1月16日～2019年 1月15日	16,854,298	28,355,931
第19中間計算期間	2019年 1月16日～2019年 7月15日	7,111,162	13,629,140

ドイチェ・グローバル・バランス＜成長型＞

		設定口数（口）	解約口数（口）
第9計算期間	2009年 1月15日～2010年 1月14日	86,030,115	185,127,158
第10計算期間	2010年 1月15日～2011年 1月14日	71,783,492	256,171,674
第11計算期間	2011年 1月15日～2012年 1月16日	55,077,801	285,978,132
第12計算期間	2012年 1月17日～2013年 1月15日	44,580,010	165,368,203
第13計算期間	2013年 1月16日～2014年 1月14日	38,299,487	303,482,066
第14計算期間	2014年 1月15日～2015年 1月14日	29,907,690	158,661,231
第15計算期間	2015年 1月15日～2016年 1月14日	23,951,331	87,159,601
第16計算期間	2016年 1月15日～2017年 1月16日	24,703,851	70,919,748
第17計算期間	2017年 1月17日～2018年 1月15日	21,547,882	56,654,519
第18計算期間	2018年 1月16日～2019年 1月15日	21,136,672	41,605,240
第19中間計算期間	2019年 1月16日～2019年 7月15日	10,143,693	24,426,462

ドイチェ・グローバル・バランス＜積極型＞

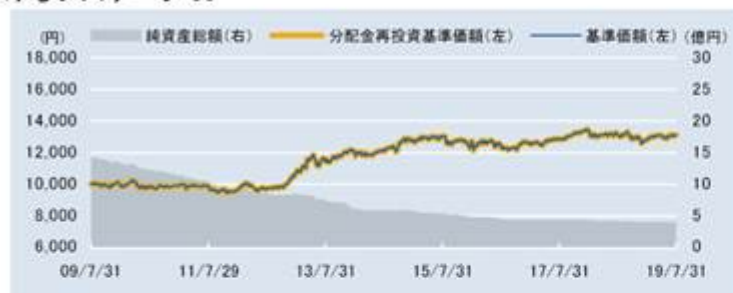
		設定口数（口）	解約口数（口）
第9計算期間	2009年 1月15日～2010年 1月14日	63,678,718	102,524,504
第10計算期間	2010年 1月15日～2011年 1月14日	56,648,987	123,001,686
第11計算期間	2011年 1月15日～2012年 1月16日	34,868,520	93,421,108
第12計算期間	2012年 1月17日～2013年 1月15日	35,808,890	84,276,425
第13計算期間	2013年 1月16日～2014年 1月14日	35,698,299	209,078,175
第14計算期間	2014年 1月15日～2015年 1月14日	26,871,172	79,681,979
第15計算期間	2015年 1月15日～2016年 1月14日	20,979,528	64,505,740
第16計算期間	2016年 1月15日～2017年 1月16日	22,012,313	30,890,246
第17計算期間	2017年 1月17日～2018年 1月15日	20,323,113	43,648,547
第18計算期間	2018年 1月16日～2019年 1月15日	24,477,049	22,080,579
第19中間計算期間	2019年 1月16日～2019年 7月15日	14,206,219	20,844,225

(参考情報)

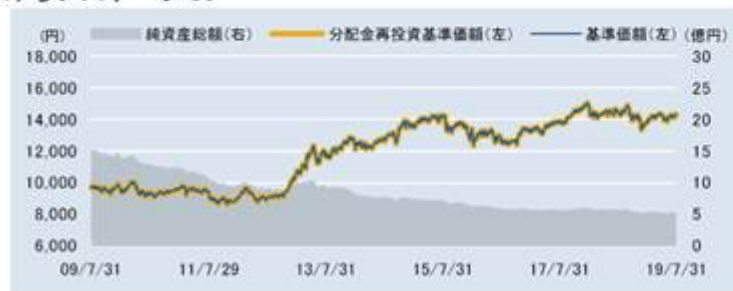
基準日：2019年7月31日

基準価額・純資産の推移（2009/7/31～2019/7/31）

みらいステージ 30



みらいステージ 50



みらいステージ 70



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

分配の推移

みらいステージ 30

1 万口当たり、税引前	
2019 年 1 月	0 円
2018 年 1 月	0 円
2017 年 1 月	0 円
2016 年 1 月	0 円
2015 年 1 月	0 円
設定来累計	0 円

みらいステージ 50

1 万口当たり、税引前	
2019 年 1 月	0 円
2018 年 1 月	0 円
2017 年 1 月	0 円
2016 年 1 月	0 円
2015 年 1 月	0 円
設定来累計	0 円

みらいステージ 70

1 万口当たり、税引前	
2019 年 1 月	0 円
2018 年 1 月	0 円
2017 年 1 月	0 円
2016 年 1 月	0 円
2015 年 1 月	0 円
設定来累計	0 円

主要な資産の状況

各ファンドにおけるマザーファンドの組入比率

	みらいステージ 30	みらいステージ 50	みらいステージ 70
ドイチェ・日本債券マザー	58.1%	37.4%	26.3%
ドイチェ・日本株式マザー	16.1%	26.9%	29.0%
ドイチェ・外国債券マザー	16.3%	17.4%	10.3%
ドイチェ・外国株式マザー	8.2%	17.3%	33.3%

※ 比率は各ファンドの純資産総額に対する比率です。

各マザーファンドにおける主要な資産の状況

ドイチェ・日本債券マザーにおける組入上位 5 銘柄

	銘柄	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	第120回利付国債(20年)	1.60	2030/6/20	8.9
2	第141回利付国債(20年)	1.70	2032/12/20	8.8
3	第396回利付国債(2年)	0.10	2021/1/1	8.7
4	第72回利付国債(20年)	2.10	2024/9/20	8.6
5	第99回利付国債(20年)	2.10	2027/12/20	8.6

ドイチェ・日本債券マザーにおける
種別構成比

債券種別	比率(%)
国債	92.5
政保債	7.0

ドイチェ・日本株式マザーにおける組入上位 5 銘柄

	銘柄	比率(%)
1	東京海上ホールディングス	3.6
2	ソフトバンクグループ	3.5
3	中外製薬	3.2
4	ユニ・チャーム	3.2
5	富士通	2.9

ドイチェ・外国債券マザーにおける組入上位 5 銘柄

	銘柄	国	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	UST 2.5% 08/15/23	アメリカ	2.500	2023/8/15	12.0
2	UST 8.125% 08/15/19	アメリカ	8.125	2019/8/15	11.3
3	BTPS 1.5% 06/01/25	イタリア	1.500	2025/6/1	8.4
4	FRTR 6% 10/25/25	フランス	6.000	2025/10/25	7.8
5	UST 7.625% 02/15/25	アメリカ	7.625	2025/2/15	6.6

ドイチェ・外国株式マザーにおける組入上位 5 銘柄

	銘柄	国	比率(%)
1	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	5.1
2	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	3.1
3	BOOKING HOLDINGS INC	アメリカ	2.8
4	NESTLE SA-REG	スイス	2.6
5	APPLE INC	アメリカ	2.2

ドイチェ・日本株式マザーにおける業種別構成比(上位5業種)

業種	比率(%)
情報・通信業	17.9
電気機器	11.0
化学	10.5
サービス業	7.7
陸運業	6.7

ドイチェ・外国債券マザーにおける国別構成比(上位5カ国)

国	比率(%)
アメリカ	42.6
フランス	10.9
イタリア	10.1
スペイン	6.6
ドイツ	6.0

ドイチェ・外国株式マザーにおける国別構成比(上位5カ国)

国	比率(%)
アメリカ	59.3
ドイツ	7.1
スイス	5.7
カナダ	4.7
イギリス	4.4

※ 比率は各マザーファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移

みらいステージ 30



みらいステージ 50



みらいステージ 70



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

※2 2019年は7月末までの騰落率を表示しております。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは、収益の分配時に収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資専用ファンド」です。

このため、当ファンドの取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資（収益分配金再投資）契約[※]」を締結します。また、販売会社との間で「有価証券の総合取引に関する契約[※]」を締結します。販売会社は、有価証券取引に係る「総合取引約款」（以下「総合約款」といいます。）を取得申込者に交付し、取得申込者は総合約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。

※ 当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

- ②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ③申込単位は、1万円以上1円単位とします。ただし、各ファンド間のスイッチング（乗換え）[※]による取得申込みの場合、または収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

※ 「スイッチング（乗換え）」とは、ドイチェ・グローバル・バランスを構成する各ファンドを解約した場合の手取金をもって、当該解約請求受付日当日にドイチェ・グローバル・バランスを構成する他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。（以下同じ。）

（注1）申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を含め、上記の単位でお申込みいただけます。

（注2）上記にかかわらず、確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は1円以上1円単位とします。

- ④申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

- ⑤申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

ただし、スイッチング（乗換え）による取得申込みの場合、または収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（注）上記にかかわらず、確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は無手数料とします。

- ⑥申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

- ⑦取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

b. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

（注）確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は、当該制度に係る手続きが必要になります。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
- ・電話番号 03-5156-5108（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。（スイッチング（乗換え）による一部解約の実行の請求の場合を含みます。）

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③解約単位は、1口単位とします。

④解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額とします。

基準価額については販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

⑤お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

⑥解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

⑦委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記④に準じて計算された価額とします。

⑧信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（注1）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

（注2）確定拠出年金制度に基づく換金（解約）の場合は、当該制度に係る手続きに従います。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/jp/>
- ・電話番号 03-5156-5108（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

＜基準価額の計算方法等について＞

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス https://funds.dws.com/jp/
・電話番号 03-5156-5108（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。

ファンド	略称
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	みらい30
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	みらい50
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	みらい70

<運用資産の評価基準及び評価方法>

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（2001年9月25日）から無期限とします。

(4)【計算期間】

- ①当ファンドの計算期間は、毎年1月15日から翌年1月14日までとすることを原則とします。
- ②上記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①信託の終了

- (イ)委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ)上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ)上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。

(ホ)委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ヘ)上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託約款の変更

(イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ)上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ)上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。

(ホ)委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③信託契約に関する監督官庁の命令

(イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定に従います。

④委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

(イ)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②(ニ)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑤運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書（全体版）については電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

⑥関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約>

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

⑦委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

(イ)委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ)委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定に従い、新受託会社を選任します。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑪再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

①受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅延なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを行います。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金に対する請求権

①受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

②償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。

③受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3)受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、1口単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

(4)反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要（5）その他」の「①信託の終了」、または「②信託約款の変更」のうちその内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(5)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間（平成30年1月16日から平成31年1月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ドイチェ・グローバル・バランス <安定型>】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期計算期間 (平成30年1月15日現在)	第18期計算期間 (平成31年1月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,210,571	14,304,491
親投資信託受益証券	432,850,284	398,500,901
流動資産合計	450,060,855	412,805,392
資産合計	450,060,855	412,805,392
負債の部		
流動負債		
未払解約金	133,323	471,222
未払受託者報酬	238,091	225,866
未払委託者報酬	2,690,312	2,552,194
未払利息	47	39
その他未払費用	220,385	209,071
流動負債合計	3,282,158	3,458,392
負債合計	3,282,158	3,458,392
純資産の部		
元本等		
元本	332,891,368	321,389,735
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	113,887,329	87,957,265
（分配準備積立金）	89,644,250	83,589,434
元本等合計	446,778,697	409,347,000
純資産合計	446,778,697	409,347,000
負債純資産合計	450,060,855	412,805,392

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期計算期間 (自 平成29年1月17日 至 平成30年1月15日)	第18期計算期間 (自 平成30年1月16日 至 平成31年1月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	34,093,586	△16,149,383
営業収益合計	34,093,586	△16,149,383
営業費用		
支払利息	19,342	10,461
受託者報酬	480,438	459,399
委託者報酬	5,428,792	5,191,024
その他費用	444,725	425,241
営業費用合計	6,373,297	6,086,125
営業利益又は営業損失（△）	27,720,289	△22,235,508
経常利益又は経常損失（△）	27,720,289	△22,235,508
当期純利益又は当期純損失（△）	27,720,289	△22,235,508
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,318,398	△827,462
期首剰余金又は期首欠損金（△）	92,684,406	113,887,329
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,528,742	5,163,495
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,528,742	5,163,495
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,727,710	9,685,513
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,727,710	9,685,513
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	113,887,329	87,957,265

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成31年1月14日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成31年1月15日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第17期計算期間 (平成30年1月15日現在)	第18期計算期間 (平成31年1月15日現在)
1.受益権の総数	332,891,368口	321,389,735口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3421円 (13,421円)	1.2737円 (12,737円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第17期計算期間 (自 平成29年1月17日 至 平成30年1月15日)	第18期計算期間 (自 平成30年1月16日 至 平成31年1月15日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,369,687円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(10,374,096円)、収益調整金(36,681,237円)、分配準備積立金(72,900,467円)より、分配対象収益は、126,325,487円(1万口当たり3,794円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,422,482円)、収益調整金(39,823,074円)、分配準備積立金(82,166,952円)より、分配対象収益は、123,412,508円(1万口当たり3,839円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第17期計算期間 (自 平成29年1月17日 至 平成30年1月15日)	第18期計算期間 (自 平成30年1月16日 至 平成31年1月15日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左
------------------	--	----

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第17期計算期間 (平成30年1月15日現在)	第18期計算期間 (平成31年1月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第17期計算期間 (平成30年1月15日現在)	第18期計算期間 (平成31年1月15日現在)
親投資信託受益証券	29,812,641	△15,811,841
合計	29,812,641	△15,811,841

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第17期計算期間 (平成30年1月15日現在)	第18期計算期間 (平成31年1月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	354,838,560	332,891,368
期中追加設定元本額	19,063,954	16,854,298
期中一部解約元本額	41,011,146	28,355,931

(4)【附属明細表】**①有価証券明細表****(ア)株式**

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	165,746,504	241,111,439	
	ドイチェ・日本株式マザー	42,695,201	65,631,062	
	ドイチェ・外国債券マザー	34,217,185	65,190,580	
	ドイチェ・外国株式マザー	14,564,094	26,567,820	
合計			398,500,901	

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ドイチェ・グローバル・バランス <成長型>】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期計算期間 (平成30年1月15日現在)	第18期計算期間 (平成31年1月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,792,704	16,504,441
親投資信託受益証券	588,734,078	516,734,048
流動資産合計	612,526,782	533,238,489
資産合計	612,526,782	533,238,489
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	313,066	302,057
未払委託者報酬	4,163,761	4,017,309
未払利息	65	45
その他未払費用	289,818	279,627
流動負債合計	4,766,710	4,599,038
負債合計	4,766,710	4,599,038
純資産の部		
元本等		
元本	407,594,345	387,125,777
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	200,165,727	141,513,674
（分配準備積立金）	158,259,142	143,433,116
元本等合計	607,760,072	528,639,451
純資産合計	607,760,072	528,639,451
負債純資産合計	612,526,782	533,238,489

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期計算期間 (自 平成29年1月17日 至 平成30年1月15日)	第18期計算期間 (自 平成30年1月16日 至 平成31年1月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	76,488,076	△40,200,030
営業収益合計	76,488,076	△40,200,030
営業費用		
支払利息	25,022	13,941
受託者報酬	625,959	618,515
委託者報酬	8,325,158	8,226,202
その他費用	579,472	572,587
営業費用合計	9,555,611	9,431,245
営業利益又は営業損失（△）	66,932,465	△49,631,275
経常利益又は経常損失（△）	66,932,465	△49,631,275
当期純利益又は当期純損失（△）	66,932,465	△49,631,275
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,432,206	△2,023,141
期首剰余金又は期首欠損金（△）	146,020,222	200,165,727
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,358,616	9,343,460
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,358,616	9,343,460
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,713,370	20,387,379
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,713,370	20,387,379
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	200,165,727	141,513,674

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成31年1月14日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成31年1月15日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第17期計算期間 (平成30年1月15日現在)	第18期計算期間 (平成31年1月15日現在)
1.受益権の総数	407,594,345口	387,125,777口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4911円 (14,911円)	1.3655円 (13,655円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第17期計算期間 (自 平成29年1月17日 至 平成30年1月15日)	第18期計算期間 (自 平成30年1月16日 至 平成31年1月15日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,464,925円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(39,505,180円)、収益調整金(73,299,546円)、分配準備積立金(109,289,037円)より、分配対象収益は、231,558,688円(1万口当たり5,681円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(887,136円)、収益調整金(77,429,578円)、分配準備積立金(142,545,980円)より、分配対象収益は、220,862,694円(1万口当たり5,705円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第17期計算期間 (自 平成29年1月17日 至 平成30年1月15日)	第18期計算期間 (自 平成30年1月16日 至 平成31年1月15日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っています。	同左
------------------	---	----

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第17期計算期間 (平成30年1月15日現在)	第18期計算期間 (平成31年1月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第17期計算期間 (平成30年1月15日現在)	第18期計算期間 (平成31年1月15日現在)
親投資信託受益証券	70,078,432	△38,893,519
合計	70,078,432	△38,893,519

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第17期計算期間 (平成30年1月15日現在)	第18期計算期間 (平成31年1月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	442,700,982	407,594,345
期中追加設定元本額	21,547,882	21,136,672
期中一部解約元本額	56,654,519	41,605,240

(4)【附属明細表】**①有価証券明細表****(ア)株式**

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	137,717,092	200,337,053	
	ドイチェ・日本株式マザー	92,755,209	142,583,307	
	ドイチェ・外国債券マザー	48,913,876	93,190,716	
	ドイチェ・外国株式マザー	44,196,345	80,622,972	
合計			516,734,048	

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ドイチェ・グローバル・バランス <積極型>】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期計算期間 (平成30年1月15日現在)	第18期計算期間 (平成31年1月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,781,598	13,239,976
親投資信託受益証券	430,820,918	391,317,978
流動資産合計	447,602,516	404,557,954
資産合計	447,602,516	404,557,954
負債の部		
流動負債		
未払解約金	308,040	27,648
未払受託者報酬	228,405	227,694
未払委託者報酬	3,494,460	3,483,582
未払利息	45	36
その他未払費用	211,421	210,768
流動負債合計	4,242,371	3,949,728
負債合計	4,242,371	3,949,728
純資産の部		
元本等		
元本	286,865,797	289,262,267
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	156,494,348	111,345,959
（分配準備積立金）	124,259,640	115,070,707
元本等合計	443,360,145	400,608,226
純資産合計	443,360,145	400,608,226
負債純資産合計	447,602,516	404,557,954

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期計算期間 (自 平成29年1月17日 至 平成30年1月15日)	第18期計算期間 (自 平成30年1月16日 至 平成31年1月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	70,193,053	△38,502,940
営業収益合計	70,193,053	△38,502,940
営業費用		
支払利息	18,601	11,609
受託者報酬	453,265	458,149
委託者報酬	6,934,771	7,009,439
その他費用	419,565	424,090
営業費用合計	7,826,202	7,903,287
営業利益又は営業損失（△）	62,366,851	△46,406,227
経常利益又は経常損失（△）	62,366,851	△46,406,227
当期純利益又は当期純損失（△）	62,366,851	△46,406,227
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,431,696	△1,527,115
期首剰余金又は期首欠損金（△）	103,695,147	156,494,348
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,524,018	11,727,756
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,524,018	11,727,756
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,659,972	11,997,033
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,659,972	11,997,033
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	156,494,348	111,345,959

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成31年1月14日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成31年1月15日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第17期計算期間 (平成30年1月15日現在)	第18期計算期間 (平成31年1月15日現在)
1.受益権の総数	286,865,797口	289,262,267口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5455円 (15,455円)	1.3849円 (13,849円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第17期計算期間 (自 平成29年1月17日 至 平成30年1月15日)	第18期計算期間 (自 平成30年1月16日 至 平成31年1月15日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,556,512円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(44,813,307円)、収益調整金(71,930,805円)、分配準備積立金(72,889,821円)より、分配対象収益は、196,190,445円(1万口当たり6,839円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における収益調整金(82,809,320円)、分配準備積立金(115,070,707円)より、分配対象収益は、197,880,027円(1万口当たり6,840円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第17期計算期間 (自 平成29年1月17日 至 平成30年1月15日)	第18期計算期間 (自 平成30年1月16日 至 平成31年1月15日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左
------------------	--	----

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第17期計算期間 (平成30年1月15日現在)	第18期計算期間 (平成31年1月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第17期計算期間 (平成30年1月15日現在)	第18期計算期間 (平成31年1月15日現在)
親投資信託受益証券	64,454,861	△37,849,320
合計	64,454,861	△37,849,320

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第17期計算期間 (平成30年1月15日現在)	第18期計算期間 (平成31年1月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	310,191,231	286,865,797
期中追加設定元本額	20,323,113	24,477,049
期中一部解約元本額	43,648,547	22,080,579

(4)【附属明細表】**①有価証券明細表****(ア)株式**

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	73,842,987	107,419,393	
	ドイチェ・日本株式マザー	75,309,317	115,765,482	
	ドイチェ・外国債券マザー	22,037,440	41,985,730	
	ドイチェ・外国株式マザー	69,152,162	126,147,373	
合計			391,317,978	

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「ドイチェ・日本債券マザー」、「ドイチェ・日本株式マザー」、「ドイチェ・外国債券マザー」及び「ドイチェ・外国株式マザー」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべてこれら親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日におけるこれらの親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「ドイチェ・日本債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,805,446	10,468,157
国債証券	3,369,073,220	3,069,734,070
特殊債券	229,400,000	226,804,000
社債券	100,328,000	-
未収利息	11,954,318	8,636,546
前払費用	—	18,985
流動資産合計	3,714,560,984	3,315,661,758
資産合計	3,714,560,984	3,315,661,758
負債の部		
流動負債		
未払利息	10	28
流動負債合計	10	28
負債合計	10	28
純資産の部		
元本等		
元本	2,582,163,639	2,279,335,697
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	1,132,397,335	1,036,326,033
元本等合計	3,714,560,974	3,315,661,730
純資産合計	3,714,560,974	3,315,661,730
負債純資産合計	3,714,560,984	3,315,661,758

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
1.受益権の総数	2,582,163,639口	2,279,335,697口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4385円 (14,385円)	1.4547円 (14,547円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成29年1月17日 至 平成30年1月15日)	(自 平成30年1月16日 至 平成31年1月15日)
1.金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
国債証券	△10,118,090	29,022,570
特殊債券	△1,258,000	70,000
社債券	△533,000	—
合計	△11,909,090	29,092,570

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,807,533,865	2,582,163,639
期中追加設定元本額	86,555,751	24,281,955
期中一部解約元本額	311,925,977	327,109,897
期末元本額	2,582,163,639	2,279,335,697
2. 元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	1,245,194,832	1,086,712,003
ドイチェ・ライフ・プラン50	606,622,119	532,886,446
ドイチェ・ライフ・プラン70	132,070,153	123,533,269
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	174,796,328	165,746,504
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	149,121,917	137,717,092
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	74,373,813	73,842,987
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	115,178,839	86,791,634
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	31,915,808	20,663,149
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	11,822,177	10,374,960
ドイチェ・インド株式ファンド	41,067,653	41,067,653

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	数量	評価額(円)	備考
国債証券	第396回利付国債（2年）	280,000,000	281,402,800	
	第7回利付国債（40年）	105,000,000	135,590,700	
	第306回利付国債（10年）	226,000,000	230,153,880	
	第320回利付国債（10年）	100,000,000	103,364,000	
	第325回利付国債（10年）	170,000,000	175,938,100	
	第341回利付国債（10年）	70,000,000	72,179,100	
	第347回利付国債（10年）	100,000,000	101,526,000	
	第350回利付国債（10年）	50,000,000	50,597,500	
	第47回利付国債（30年）	190,000,000	234,672,800	
	第58回利付国債（30年）	60,000,000	61,827,600	
	第63回利付国債（20年）	100,000,000	108,637,000	
	第64回利付国債（20年）	170,000,000	186,325,100	
	第72回利付国債（20年）	247,000,000	278,657,990	
	第99回利付国債（20年）	230,000,000	274,212,900	
	第102回利付国債（20年）	80,000,000	98,280,000	
	第120回利付国債（20年）	240,000,000	281,138,400	
	第141回利付国債（20年）	230,000,000	276,929,200	
	第149回利付国債（20年）	100,000,000	118,301,000	
小計			3,069,734,070	
特殊債券	第42回道路債券	200,000,000	226,804,000	
小計			226,804,000	
合計			3,296,538,070	

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 「ドイチェ・日本株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,871,063	59,155,751
株式	1,948,317,620	1,536,818,100
未収入金	66,039,187	73,123,611
未収配当金	1,793,300	2,188,300
流動資産合計	2,022,021,170	1,671,285,762
資産合計	2,022,021,170	1,671,285,762
負債の部		
流動負債		
未払金	55,176,933	101,710,715
未払利息	16	162
流動負債合計	55,176,949	101,710,877
負債合計	55,176,949	101,710,877
純資産の部		
元本等		
元本	1,059,337,123	1,021,054,550
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	907,507,098	548,520,335
元本等合計	1,966,844,221	1,569,574,885
純資産合計	1,966,844,221	1,569,574,885
負債純資産合計	2,022,021,170	1,671,285,762

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
1.受益権の総数	1,059,337,123口	1,021,054,550口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8567円 (18,567円)	1.5372円 (15,372円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成29年1月17日 至 平成30年1月15日)	(自 平成30年1月16日 至 平成31年1月15日)
1.金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
株式	182,318,671	△84,024,915
合計	182,318,671	△84,024,915

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,519,334,454	1,059,337,123
期中追加設定元本額	22,692,784	121,227,302
期中一部解約元本額	482,690,115	159,509,875
期末元本額	1,059,337,123	1,021,054,550
2. 元本の内訳		
ドイチュ・ライフ・プラン30	290,957,646	279,981,894
ドイチュ・ライフ・プラン50	377,221,156	359,225,882
ドイチュ・ライフ・プラン70	128,064,001	126,274,951
ドイチュ・グローバル・バランス<安定型>	40,859,804	42,695,201
ドイチュ・グローバル・バランス<成長型>	92,260,200	92,755,209
ドイチュ・グローバル・バランス<積極型>	71,885,130	75,309,317
ドイチュ・グローバル・バランス<安定型>VA	26,969,586	22,246,833
ドイチュ・グローバル・バランス<成長型>VA	19,811,159	12,661,956
ドイチュ・グローバル・バランス<積極型>VA	11,308,441	9,903,307

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

銘柄	数量	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
日本水産	46,200	650.00	30,030,000	
サカタのタネ	5,200	3,525.00	18,330,000	

ショーボンドホールディングス	2,900	7,810.00	22,649,000
五洋建設	59,300	639.00	37,892,700
協和エクシオ	6,300	2,670.00	16,821,000
明治ホールディングス	3,100	8,810.00	27,311,000
アサヒグループホールディングス	7,200	4,272.00	30,758,400
キューピー	6,600	2,483.00	16,387,800
信越化学工業	3,300	8,797.00	29,030,100
資生堂	2,700	6,231.00	16,823,700
タカラバイオ	8,100	2,698.00	21,853,800
ユニ・チャーム	16,400	3,248.00	53,267,200
中外製薬	6,600	6,540.00	43,164,000
大塚ホールディングス	8,000	4,356.00	34,848,000
ペプチドリーム	10,500	4,385.00	46,042,500
ダイキン工業	1,900	12,395.00	23,550,500
ダイフク	3,000	5,020.00	15,060,000
安川電機	7,500	2,866.00	21,495,000
日本電産	1,000	12,240.00	12,240,000
富士通	2,200	6,875.00	15,125,000
アンリツ	12,200	1,592.00	19,422,400
ソニー	5,600	5,447.00	30,503,200
キーエンス	200	54,860.00	10,972,000
村田製作所	2,400	14,090.00	33,816,000
いすゞ自動車	16,600	1,658.00	27,522,800
本田技研工業	7,600	3,219.00	24,464,400
スズキ	5,200	5,630.00	29,276,000
テルモ	6,700	6,104.00	40,896,800
HOYA	6,600	6,292.00	41,527,200
東京急行電鉄	9,000	1,866.00	16,794,000
東海旅客鉄道	1,000	23,420.00	23,420,000
西武ホールディングス	12,700	1,901.00	24,142,700
ヤマトホールディングス	11,300	2,989.50	33,781,350
日本航空	6,100	3,940.00	24,034,000
新日鉄住金ソリューションズ	5,300	2,647.00	14,029,100
T I S	3,200	4,545.00	14,544,000
トレンドマイクロ	4,000	6,200.00	24,800,000
伊藤忠テクノソリューションズ	8,700	2,207.00	19,200,900
日本ユニシス	12,400	2,553.00	31,657,200
NTTドコモ	11,100	2,551.50	28,321,650
ソフトバンクグループ	4,900	7,709.00	37,774,100
神戸物産	4,400	3,665.00	16,126,000
三菱商事	25,900	3,121.00	80,833,900
セブン&アイ・ホールディングス	7,700	4,721.00	36,351,700

イオン	19,800	2,138.00	42,332,400	
ニトリホールディングス	1,000	14,450.00	14,450,000	
ファーストリテイリング	600	53,330.00	31,998,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	8,400	4,205.00	35,322,000	
三井住友フィナンシャルグループ	7,900	3,882.00	30,667,800	
松井証券	10,800	1,174.00	12,679,200	
東京海上ホールディングス	9,900	5,219.00	51,668,100	
三井不動産	9,900	2,561.00	25,353,900	
カチタス	5,900	2,900.00	17,110,000	
電通	3,200	5,000.00	16,000,000	
オリエンタルランド	2,400	10,945.00	26,268,000	
リクルートホールディングス	5,600	2,871.00	16,077,600	
合計			1,536,818,100	

(イ)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

②信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

3. 「ドイチェ・外国債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	45,745,736	6,924,666
コール・ローン	10,055,157	2,937,442
国債証券	1,237,372,813	1,105,023,963
未収利息	16,161,571	14,986,257
前払費用	116,535	341,136
流動資産合計	1,309,451,812	1,130,213,464
資産合計	1,309,451,812	1,130,213,464
負債の部		
流動負債		
未払利息	27	8
流動負債合計	27	8
負債合計	27	8
純資産の部		
元本等		
元本	654,766,702	593,220,528
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	654,685,083	536,992,928
元本等合計	1,309,451,785	1,130,213,456
純資産合計	1,309,451,785	1,130,213,456
負債純資産合計	1,309,451,812	1,130,213,464

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
1.受益権の総数	654,766,702口	593,220,528口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.9999円 (19,999円)	1.9052円 (19,052円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成29年1月17日 至 平成30年1月15日)	(自 平成30年1月16日 至 平成31年1月15日)
1.金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っています。	同左
------------------	---	----

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
国債証券	△13,266,216	17,394,711
合計	△13,266,216	17,394,711

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1.元本の推移		
期首元本額	718,052,521	654,766,702
期中追加設定元本額	22,934,279	2,432,863
期中一部解約元本額	86,220,098	63,979,037
期末元本額	654,766,702	593,220,528

2.元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	257,858,791	232,174,900
ドイチェ・ライフ・プラン50	210,536,923	189,449,752
ドイチェ・ライフ・プラン70	39,451,272	37,605,338
ドイチェ・グローバル・バランス＜安定型＞	35,787,839	34,217,185
ドイチェ・グローバル・バランス＜成長型＞	51,127,184	48,913,876
ドイチェ・グローバル・バランス＜積極型＞	22,039,385	22,037,440
ドイチェ・グローバル・バランス＜安定型＞VA	23,367,608	18,513,311
ドイチェ・グローバル・バランス＜成長型＞VA	10,998,510	7,207,928
ドイチェ・グローバル・バランス＜積極型＞VA	3,599,190	3,100,798

(3)附属明細表

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	数量	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	UST 2.5% 08/15/23	1,200,000.00	1,198,687.50	
		UST 2% 02/28/21	200,000.00	197,750.00	
		UST 3.625% 08/15/43	500,000.00	550,078.12	
		UST 4.25% 05/15/39	300,000.00	360,328.12	
		UST 7.625% 02/15/25	520,000.00	667,021.87	
		UST 8.125% 08/15/19	1,150,000.00	1,187,015.62	
		UST 8% 11/15/21	100,000.00	114,843.75	
	小計			4,275,724.98	
	カナダドル	CAN 3.5% 06/01/20	400,000.00	408,840.00	
				(463,488,587)	
	小計			408,840.00	
	メキシコペソ	MBONO 10% 12/05/24	2,000,000.00	2,144,680.00	
				(33,398,139)	
	ユーロ	BGB 5% 03/28/35	70,000.00	108,675.00	
		BTPS 0.95% 03/15/23	150,000.00	146,400.00	
		BTPS 1.5% 06/01/25	750,000.00	719,662.50	
		DBR 2.5% 07/04/44	50,000.00	70,149.50	
		DBR 4% 01/04/37	200,000.00	317,724.00	
		DBR 6.25% 01/04/24	100,000.00	133,015.00	
		FRTR 2.75% 10/25/27	100,000.00	119,810.00	
		FRTR 6% 10/25/25	510,000.00	708,364.50	
		FRTR 8.5% 10/25/19	150,000.00	160,545.00	
		NETHER 5.5% 01/15/28	100,000.00	147,240.50	
		RAGB 1.65% 10/21/24	140,000.00	153,832.00	
		SPGB 1.6% 04/30/25	300,000.00	315,465.00	
		SPGB 2.75% 04/30/19	200,000.00	201,830.00	
		SPGB 5.15% 10/31/44	150,000.00	226,162.50	
	小計			3,528,875.50	
	イギリスポンド	UKT 3.25% 01/22/44	100,000.00	128,255.00	
		UKT 4.5% 03/07/19	50,000.00	50,265.00	
		UKT 5% 03/07/25	260,000.00	321,126.00	
	小計			499,646.00	
	スウェーデンクローナ	SGB 4.25% 03/12/19	2,000,000.00	2,014,600.00	
				(69,780,560)	
	小計			2,014,600.00	
	ノルウェークローネ	NGB 1.75% 02/17/27	700,000.00	703,290.00	
				(8,924,750)	
	小計			703,290.00	
	ポーランドズロチ	POLGB 4% 10/25/23	700,000.00	761,495.00	
				(22,060,510)	
	オーストラリアドル	ACGB 2.75% 06/21/35	200,000.00	205,680.00	
		ACGB 5.25% 03/15/19	200,000.00	201,040.00	
	小計			406,720.00	
				(31,772,966)	

合計			1,105,023,963 (1,105,023,963)	
----	--	--	----------------------------------	--

- (注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 7銘柄	41.0%	42.0%
カナダドル	国債証券 1銘柄	3.0%	3.0%
メキシコペソ	国債証券 1銘柄	1.1%	1.1%
ユーロ	国債証券 14銘柄	38.8%	39.7%
イギリスポンド	国債証券 3銘柄	6.2%	6.3%
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	2.2%	2.2%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	0.8%	0.8%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	2.0%	2.0%
オーストラリアドル	国債証券 2銘柄	2.8%	2.9%

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

4. 「ドイチェ・外国株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	22,695,909	4,971,351
コール・ローン	996,871	18,765,267
株式	1,237,912,416	952,022,365
未収配当金	1,060,002	783,737
流動資産合計	1,262,665,198	976,542,720
資産合計	1,262,665,198	976,542,720
負債の部		
流動負債		
未払利息	2	51
流動負債合計	2	51
負債合計	2	51
純資産の部		
元本等		
元本	616,588,659	535,330,385
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	646,076,537	441,212,284
元本等合計	1,262,665,196	976,542,669
純資産合計	1,262,665,196	976,542,669
負債純資産合計	1,262,665,198	976,542,720

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
1.受益権の総数	616,588,659口	535,330,385口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0478円 (20,478円)	1.8242円 (18,242円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成29年1月17日 至 平成30年1月15日)	(自 平成30年1月16日 至 平成31年1月15日))
1.金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左
------------------	--	----

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
株式	85,118,486	△44,374,153
合計	85,118,486	△44,374,153

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成30年1月15日現在)	(平成31年1月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1.元本の推移		
期首元本額	814,430,216	616,588,659
期中追加設定元本額	40,166,744	47,241,301
期中一部解約元本額	238,008,301	128,499,575
期末元本額	616,588,659	535,330,385

2.元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	117,239,846	93,926,519
ドイチェ・ライフ・プラン50	203,658,567	173,194,828
ドイチェ・ライフ・プラン70	126,014,343	116,818,186
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	16,588,178	14,564,094
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	49,161,751	44,196,345
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	71,436,909	69,152,162
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	10,680,977	7,623,242
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	10,680,198	6,418,435
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	11,127,890	9,436,574

(3)附属明細表

①有価証券明細表

(ア)株式

通貨	銘柄	数量	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	PHILLIPS 66	420	92.83	38,988.60	
	DOWDUPONT INC	800	55.38	44,304.00	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	800	85.71	68,568.00	
	3M CO	300	192.17	57,651.00	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	1,210	137.61	166,508.10	
	ILLINOIS TOOL WORKS, INC.	320	130.17	41,654.40	
	PARKER HANNIFIN CORP.	560	156.17	87,455.20	
	RAYTHEON COMPANY	260	160.51	41,732.60	
	UNITED TECHNOLOGIES CORPORATION	850	110.85	94,222.50	
	UNION PACIFIC CORP	590	153.89	90,795.10	
	STARBUCKS CORP	740	63.37	46,893.80	
	ALPHABET INC-CL A	440	1,051.51	462,664.40	
	FACEBOOK INC-A	980	145.39	142,482.20	
	WALT DISNEY CORPORATION	1,100	112.42	123,662.00	
	AUTOZONE INC	110	826.98	90,967.80	
	BOOKING HOLDINGS INC	80	1,692.88	135,430.40	
	HOME DEPOT INC	800	178.81	143,048.00	
	TJX COMPANIES INC	4,060	46.78	189,926.80	
	COSTCO WHOLESALE CORP	400	209.00	83,600.00	
	PEPSICO INC.	670	107.32	71,904.40	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	1,020	66.69	68,023.80	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	1,170	61.61	72,083.70	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	500	124.91	62,455.00	
	ABBOTT LABORATORIES	940	68.27	64,173.80	
	CENTENE CORP	1,290	121.90	157,251.00	
	MEDTRONIC PLC	1,460	84.75	123,735.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	240	248.06	59,534.40	
	AMGEN INC	490	196.78	96,422.20	
	BIOGEN INC	400	330.42	132,168.00	
	GILEAD SCIENCES INC	1,800	67.25	121,050.00	
	JOHNSON & JOHNSON	1,270	128.28	162,915.60	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	300	183.91	55,173.00	
	BANK OF AMERICA CORP	6,200	26.37	163,494.00	
	JP MORGAN CHASE&CO	1,200	100.94	121,128.00	
	SVB FINANCIAL GROUP	200	215.73	43,146.00	
	WELLS FARGO & COMPANY	2,560	48.42	123,955.20	
	AMERICAN EXPRESS COMPANY	790	98.44	77,767.60	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	500	114.04	57,020.00	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	400	195.78	78,312.00	
	MOODY'S CORPORATION	700	149.22	104,454.00	
	NASDAQ INC	1,000	80.53	80,530.00	
	SYNCHRONY FINANCIAL	3,000	25.85	77,550.00	
	ALLSTATE CORPORATION	530	83.80	44,414.00	
	MARSH & MCLENNAN COMPANIES	660	81.49	53,783.40	
	PROGRESSIVE CORP	730	61.58	44,953.40	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	800	88.53	70,824.00	
	ACCENTURE PLC-CL A	594	144.93	86,088.42	
	ADOBE INC	270	234.56	63,331.20	
	AMDOCS LTD	1,130	59.40	67,122.00	
	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	460	98.90	45,494.00	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	600	64.63	38,778.00	
	MICROSOFT CORPORATION	1,350	102.05	137,767.50	

	VISA INC-CLASS A SHARES	1,900	137.10	260,490.00	
	APPLE INC	1,540	150.00	231,000.00	
	COGNEX CORP	1,000	41.39	41,390.00	
	HP INC	5,280	20.79	109,771.20	
	SAMSUNG ELECTR-GDR REG S	150	897.50	134,625.00	
	TE CONNECTIVITY LTD	800	77.66	62,128.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS	1,498	58.03	86,928.94	
	APPLIED MATERIALS INC	2,330	33.86	78,893.80	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	900	96.33	86,697.00	
小計				6,069,281.46	
カナダドル	SUNCOR ENERGY INC	2,220	40.56	90,043.20	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	1,550	108.23	167,756.50	
	DOLLARAMA INC	1,480	34.43	50,956.40	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	1,100	71.74	78,914.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	2,190	106.21	232,599.90	
小計				620,270.00	
ユーロ	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	1,770	26.33	46,604.10	
	BASF SE	900	62.61	56,349.00	
	MTU AERO ENGINES AG	330	174.30	57,519.00	
	SIEMENS AG	890	97.84	87,077.60	
	RELX PLC	2,700	18.13	48,964.50	
	CONTINENTAL AG	400	130.35	52,140.00	
	LVMH MOET-HENNESSY LOUIS VUITTON	310	251.70	78,027.00	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	2,677	22.38	59,911.26	
	HEINEKEN NV	900	75.08	67,572.00	
	BEIERSDORF AG	500	88.32	44,160.00	
	UNILEVER NV-CVA	2,280	46.08	105,073.80	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	700	59.20	41,440.00	
	ING GROEP NV-CVA	6,400	9.88	63,276.80	
	DEUTSCHE BOERSE AG	420	107.95	45,339.00	
	ALLIANZ SE	970	179.18	173,804.60	
小計				1,027,258.66	
イギリスポンド	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A UK	2,000	23.45	46,900.00	
	COMPASS GROUP PLC	3,750	16.53	62,006.25	
	BRITISH AMERICAN TABACCO PLC	1,090	25.00	27,250.00	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	890	61.45	54,690.50	
	OLD MUTUAL LTD	39,200	1.28	50,176.00	
小計				241,022.75	
スイスフラン	GIVAUDAN-REG	19	2,312.00	43,928.00	
	NESTLE SA-REG	2,650	83.06	220,109.00	
	ROCHE HOLDING AG GENUSSSCHEIN	530	253.45	134,328.50	
小計				398,365.50	
スウェーデンクローナ	ASSA ABLOY AB-B	2,500	159.15	397,875.00	
	HUSQVARNA AB-B SHS	7,000	68.92	482,440.00	
小計				880,315.00	
ノルウェークローネ	DNB ASA	4,800	149.75	718,800.00	
小計				718,800.00	
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	1,400	303.30	424,620.00	
小計				424,620.00	
香港ドル	AIA GROUP LTD	12,000	67.10	805,200.00	
小計				805,200.00	
合計				(11,127,864)	
				952,022,365	
				(952,022,365)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 61銘柄	67.4%	69.2%
カナダドル	株式 5銘柄	5.2%	5.3%

ユーロ	株式	15銘柄	13.1%	13.4%
イギリスポンド	株式	5銘柄	3.4%	3.5%
スイスフラン	株式	3銘柄	4.5%	4.6%
スウェーデンクローナ	株式	2銘柄	1.1%	1.1%
ノルウェークローネ	株式	1銘柄	0.9%	1.0%
デンマーククローネ	株式	1銘柄	0.7%	0.7%
香港ドル	株式	1銘柄	1.1%	1.2%

(イ)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期中間計算期間（2019年1月16日から2019年7月15日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【ドイチェ・グローバル・バランス〈安定型〉】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第18期計算期間 (2019年1月15日現在)	第19期中間計算期間 (2019年7月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,304,491	8,368,363
親投資信託受益証券	398,500,901	406,571,491
流動資産合計	412,805,392	414,939,854
資産合計	412,805,392	414,939,854
負債の部		
流動負債		
未払解約金	471,222	—
未払受託者報酬	225,866	217,816
未払委託者報酬	2,552,194	2,461,321
未払利息	39	22
その他未払費用	209,071	201,627
流動負債合計	3,458,392	2,880,786
負債合計	3,458,392	2,880,786
純資産の部		
元本等		
元本	321,389,735	314,871,757
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	87,957,265	97,187,311
（分配準備積立金）	83,589,434	80,079,120
元本等合計	409,347,000	412,059,068
純資産合計	409,347,000	412,059,068
負債純資産合計	412,805,392	414,939,854

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期中間計算期間 (自 2018年1月16日 至 2018年7月15日)	第19期中間計算期間 (自 2019年1月16日 至 2019年7月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△2,072,853	14,070,590
営業収益合計	△2,072,853	14,070,590
営業費用		
支払利息	3,857	3,623
受託者報酬	228,451	217,816
委託者報酬	2,581,400	2,461,321
その他費用	211,465	201,627
営業費用合計	3,025,173	2,884,387
営業利益又は営業損失（△）	△5,098,026	11,186,203
経常利益又は経常損失（△）	△5,098,026	11,186,203
中間純利益又は中間純損失（△）	△5,098,026	11,186,203
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△411,671	368,048
期首剰余金又は期首欠損金（△）	113,887,329	87,957,265
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,379,606	2,144,976
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,379,606	2,144,976
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,758,955	3,733,085
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,758,955	3,733,085
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	105,821,625	97,187,311

(3)【中間注記表】**(重要な会計方針に係る事項に関する注記)**

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第18期計算期間 (2019年1月15日現在)	第19期中間計算期間 (2019年7月15日現在)
1. 受益権の総数	321,389,735口	314,871,757口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2737円 (12,737円)	1.3087円 (13,087円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)**金融商品の時価等に関する事項**

項目	第18期計算期間 (2019年1月15日現在)	第19期中間計算期間 (2019年7月15日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第18期計算期間 (2019年1月15日現在)	第19期中間計算期間 (2019年7月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	332,891,368	321,389,735
期中追加設定元本額	16,854,298	7,111,162
期中一部解約元本額	28,355,931	13,629,140

【ドイチェ・グローバル・バランス〈成長型〉】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第18期計算期間 (2019年1月15日現在)	第19期中間計算期間 (2019年7月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,504,441	9,569,049
親投資信託受益証券	516,734,048	525,481,576
流動資産合計	533,238,489	535,050,625
資産合計	533,238,489	535,050,625
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	302,057	281,641
未払委託者報酬	4,017,309	3,745,728
未払利息	45	26
その他未払費用	279,627	260,723
流動負債合計	4,599,038	4,288,118
負債合計	4,599,038	4,288,118
純資産の部		
元本等		
元本	387,125,777	372,843,008
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	141,513,674	157,919,499
（分配準備積立金）	143,433,116	134,497,225
元本等合計	528,639,451	530,762,507
純資産合計	528,639,451	530,762,507
負債純資産合計	533,238,489	535,050,625

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期中間計算期間 (自 2018年1月16日 至 2018年7月15日)	第19期中間計算期間 (自 2019年1月16日 至 2019年7月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△7,036,617	26,647,528
営業収益合計	△7,036,617	26,647,528
営業費用		
支払利息	5,474	4,891
受託者報酬	309,525	281,641
委託者報酬	4,116,691	3,745,728
その他費用	286,542	260,723
営業費用合計	4,718,232	4,292,983
営業利益又は営業損失（△）	△11,754,849	22,354,545
経常利益又は経常損失（△）	△11,754,849	22,354,545
中間純利益又は中間純損失（△）	△11,754,849	22,354,545
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△661,528	1,156,227
期首剰余金又は期首欠損金（△）	200,165,727	141,513,674
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,894,361	4,147,279
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,894,361	4,147,279
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,751,073	8,939,772
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,751,073	8,939,772
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	185,215,694	157,919,499

(3)【中間注記表】**(重要な会計方針に係る事項に関する注記)**

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第18期計算期間 (2019年1月15日現在)	第19期中間計算期間 (2019年7月15日現在)
1. 受益権の総数	387,125,777口	372,843,008口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3655円 (13,655円)	1.4236円 (14,236円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)**金融商品の時価等に関する事項**

項目	第18期計算期間 (2019年1月15日現在)	第19期中間計算期間 (2019年7月15日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第18期計算期間 (2019年1月15日現在)	第19期中間計算期間 (2019年7月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	407,594,345	387,125,777
期中追加設定元本額	21,136,672	10,143,693
期中一部解約元本額	41,605,240	24,426,462

【ドイチェ・グローバル・バランス〈積極型〉】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第18期計算期間 (2019年1月15日現在)	第19期中間計算期間 (2019年7月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,239,976	8,544,074
親投資信託受益証券	391,317,978	411,413,276
流動資産合計	404,557,954	419,957,350
資産合計	404,557,954	419,957,350
負債の部		
流動負債		
未払解約金	27,648	156,503
未払受託者報酬	227,694	221,921
未払委託者報酬	3,483,582	3,395,261
未払利息	36	23
その他未払費用	210,768	205,424
流動負債合計	3,949,728	3,979,132
負債合計	3,949,728	3,979,132
純資産の部		
元本等		
元本	289,262,267	282,624,261
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	111,345,959	133,353,957
（分配準備積立金）	115,070,707	107,071,039
元本等合計	400,608,226	415,978,218
純資産合計	400,608,226	415,978,218
負債純資産合計	404,557,954	419,957,350

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期中間計算期間 (自 2018年1月16日 至 2018年7月15日)	第19期中間計算期間 (自 2019年1月16日 至 2019年7月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△5,777,587	29,195,298
営業収益合計	△5,777,587	29,195,298
営業費用		
支払利息	4,324	4,290
受託者報酬	225,309	221,921
委託者報酬	3,447,125	3,395,261
その他費用	208,558	205,424
営業費用合計	3,885,316	3,826,896
営業利益又は営業損失（△）	△9,662,903	25,368,402
経常利益又は経常損失（△）	△9,662,903	25,368,402
中間純利益又は中間純損失（△）	△9,662,903	25,368,402
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△505,480	1,513,118
期首剰余金又は期首欠損金（△）	156,494,348	111,345,959
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,658,417	6,209,948
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,658,417	6,209,948
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,831,157	8,057,234
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,831,157	8,057,234
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	147,164,185	133,353,957

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第18期計算期間 (2019年1月15日現在)	第19期中間計算期間 (2019年7月15日現在)
1. 受益権の総数	289,262,267口	282,624,261口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3849円 (13,849円)	1.4718円 (14,718円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期計算期間 (2019年1月15日現在)	第19期中間計算期間 (2019年7月15日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第18期計算期間 (2019年1月15日現在)	第19期中間計算期間 (2019年7月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	286,865,797	289,262,267
期中追加設定元本額	24,477,049	14,206,219
期中一部解約元本額	22,080,579	20,844,225

（参考情報）

当ファンドは「ドイチェ・日本債券マザー」、「ドイチェ・日本株式マザー」、「ドイチェ・外国債券マザー」及び「ドイチェ・外国株式マザー」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべてこれら親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの中間計算期間末日におけるこれらの親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「ドイチェ・日本債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(2019年1月15日現在)	(2019年7月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,468,157	8,096,624
国債証券	3,069,734,070	3,001,830,600
特殊債券	226,804,000	224,192,000
未収利息	8,636,546	7,748,614
前払費用	18,985	—
流動資産合計	3,315,661,758	3,241,867,838
資産合計	3,315,661,758	3,241,867,838
負債の部		
流動負債		
未払利息	28	22
流動負債合計	28	22
負債合計	28	22
純資産の部		
元本等		
元本	2,279,335,697	2,189,905,474
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	1,036,326,033	1,051,962,342
元本等合計	3,315,661,730	3,241,867,816
純資産合計	3,315,661,730	3,241,867,816
負債純資産合計	3,315,661,758	3,241,867,838

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2019年1月15日現在)	(2019年7月15日現在)
1. 受益権の総数	2,279,335,697口	2,189,905,474口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4547円 (14,547円)	1.4804円 (14,804円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2019年1月15日現在)	(2019年7月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2019年1月15日現在)	(2019年7月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,582,163,639	2,279,335,697
期中追加設定元本額	24,281,955	54,383,416
期中一部解約元本額	327,109,897	143,813,639
期末元本額	2,279,335,697	2,189,905,474
2. 元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	1,086,712,003	1,055,035,562
ドイチェ・ライフ・プラン50	532,886,446	515,748,004
ドイチェ・ライフ・プラン70	123,533,269	124,350,149

ドイツ・グローバル・バランス＜安定型＞	165,746,504	162,354,679
ドイツ・グローバル・バランス＜成長型＞	137,717,092	133,904,765
ドイツ・グローバル・バランス＜積極型＞	73,842,987	74,132,428
ドイツ・グローバル・バランス＜安定型＞VA	86,791,634	75,407,218
ドイツ・グローバル・バランス＜成長型＞VA	20,663,149	19,637,099
ドイツ・グローバル・バランス＜積極型＞VA	10,374,960	7,642,495
ドイツ・インド株式ファンド	41,067,653	21,693,075

2. 「ドイチェ・日本株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(2019年1月15日現在)	(2019年7月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	59,155,751	33,002,412
株式	1,536,818,100	1,540,965,100
未収入金	73,123,611	—
未収配当金	2,188,300	1,581,440
流動資産合計	1,671,285,762	1,575,548,952
資産合計	1,671,285,762	1,575,548,952
負債の部		
流動負債		
未払金	101,710,715	—
未払利息	162	90
流動負債合計	101,710,877	90
負債合計	101,710,877	90
純資産の部		
元本等		
元本	1,021,054,550	973,363,626
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	548,520,335	602,185,236
元本等合計	1,569,574,885	1,575,548,862
純資産合計	1,569,574,885	1,575,548,862
負債純資産合計	1,671,285,762	1,575,548,952

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2019年1月15日現在)	(2019年7月15日現在)
1. 受益権の総数	1,021,054,550口	973,363,626口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5372円 (15,372円)	1.6187円 (16,187円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2019年1月15日現在)	(2019年7月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2019年1月15日現在)	(2019年7月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,059,337,123	1,021,054,550
期中追加設定元本額	121,227,302	11,315,775
期中一部解約元本額	159,509,875	59,006,699
期末元本額	1,021,054,550	973,363,626
2. 元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	279,981,894	264,574,850
ドイチェ・ライフ・プラン50	359,225,882	340,081,670
ドイチェ・ライフ・プラン70	126,274,951	125,302,141

ドイチェ・グローバル・バランス＜安定型＞	42,695,201	40,355,479
ドイチェ・グローバル・バランス＜成長型＞	92,755,209	88,717,749
ドイチェ・グローバル・バランス＜積極型＞	75,309,317	74,430,476
ドイチェ・グローバル・バランス＜安定型＞VA	22,246,833	19,089,228
ドイチェ・グローバル・バランス＜成長型＞VA	12,661,956	13,073,884
ドイチェ・グローバル・バランス＜積極型＞VA	9,903,307	7,738,149

3. 「ドイチェ・外国債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(2019年1月15日現在)	(2019年7月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	6,924,666	40,194,851
コール・ローン	2,937,442	6,438,828
国債証券	1,105,023,963	1,047,804,770
未収利息	14,986,257	16,505,090
前払費用	341,136	—
流動資産合計	1,130,213,464	1,110,943,539
資産合計	1,130,213,464	1,110,943,539
負債の部		
流動負債		
未払利息	8	17
流動負債合計	8	17
負債合計	8	17
純資産の部		
元本等		
元本	593,220,528	562,609,995
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	536,992,928	548,333,527
元本等合計	1,130,213,456	1,110,943,522
純資産合計	1,130,213,456	1,110,943,522
負債純資産合計	1,130,213,464	1,110,943,539

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2019年1月15日現在)	(2019年7月15日現在)
1.受益権の総数	593,220,528口	562,609,995口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.9052円 (19,052円)	1.9746円 (19,746円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2019年1月15日現在)	(2019年7月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2019年1月15日現在)	(2019年7月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1.元本の推移		

期首元本額	654,766,702	593,220,528
期中追加設定元本額	2,432,863	6,917,193
期中一部解約元本額	63,979,037	37,527,726
期末元本額	593,220,528	562,609,995
2. 元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	232,174,900	220,470,319
ドイチェ・ライフ・プラン50	189,449,752	178,579,627
ドイチェ・ライフ・プラン70	37,605,338	35,966,888
ドイチェ・グローバル・バランス＜安定型＞	34,217,185	34,155,936
ドイチェ・グローバル・バランス＜成長型＞	48,913,876	46,731,795
ドイチェ・グローバル・バランス＜積極型＞	22,037,440	21,846,850
ドイチェ・グローバル・バランス＜安定型＞VA	18,513,311	15,760,422
ドイチェ・グローバル・バランス＜成長型＞VA	7,207,928	6,853,803
ドイチェ・グローバル・バランス＜積極型＞VA	3,100,798	2,244,355

4. 「ドイチェ・外国株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(2019年1月15日現在)	(2019年7月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	4,971,351	3,861,792
コール・ローン	18,765,267	8,971,567
株式	952,022,365	1,092,341,490
未収配当金	783,737	1,036,516
流動資産合計	976,542,720	1,106,211,365
資産合計	976,542,720	1,106,211,365
負債の部		
流動負債		
未払利息	51	24
流動負債合計	51	24
負債合計	51	24
純資産の部		
元本等		
元本	535,330,385	523,529,278
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	441,212,284	582,682,063
元本等合計	976,542,669	1,106,211,341
純資産合計	976,542,669	1,106,211,341
負債純資産合計	976,542,720	1,106,211,365

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2019年1月15日現在)	(2019年7月15日現在)
1.受益権の総数	535,330,385口	523,529,278口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8242円 (18,242円)	2.1130円 (21,130円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2019年1月15日現在)	(2019年7月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2019年1月15日現在)	(2019年7月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1.元本の推移		

期首元本額	616,588,659	535,330,385
期中追加設定元本額	47,241,301	74,847,425
期中一部解約元本額	128,499,575	86,648,532
期末元本額	535,330,385	523,529,278
2.元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	93,926,519	102,136,441
ドイチェ・ライフ・プラン50	173,194,828	165,228,712
ドイチェ・ライフ・プラン70	116,818,186	110,774,681
ドイチェ・グローバル・バランス＜安定型＞	14,564,094	15,832,419
ドイチェ・グローバル・バランス＜成長型＞	44,196,345	43,239,442
ドイチェ・グローバル・バランス＜積極型＞	69,152,162	65,332,811
ドイチェ・グローバル・バランス＜安定型＞VA	7,623,242	7,421,452
ドイチェ・グローバル・バランス＜成長型＞VA	6,418,435	6,628,482
ドイチェ・グローバル・バランス＜積極型＞VA	9,436,574	6,934,838

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ドイチェ・グローバル・バランス＜安定型＞

(2019年 7月31日現在)

I 資産総額	409,989,857 円
II 負債総額	871,111 円
III 純資産総額（I－II）	409,118,746 円
IV 発行済口数	311,536,000 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3132 円
（1万口当たり純資産額）	（13,132 円）

ドイチェ・グローバル・バランス＜成長型＞

(2019年 7月31日現在)

I 資産総額	531,822,582 円
II 負債総額	358,462 円
III 純資産総額（I－II）	531,464,120 円
IV 発行済口数	371,762,096 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4296 円
（1万口当たり純資産額）	（14,296 円）

ドイチェ・グローバル・バランス＜積極型＞

(2019年 7月31日現在)

I 資産総額	419,597,929 円
II 負債総額	1,166,683 円
III 純資産総額（I－II）	418,431,246 円
IV 発行済口数	282,857,088 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4793 円
（1万口当たり純資産額）	（14,793 円）

（参考）ドイチェ・日本債券マザー

(2019年 7月31日現在)

I 資産総額	3,216,181,942 円
II 負債総額	27 円
III 純資産総額（I－II）	3,216,181,915 円
IV 発行済口数	2,164,634,926 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4858 円
（1万口当たり純資産額）	（14,858 円）

(参考) ドイチェ・日本株式マザー

(2019年 7月31日現在)

I 資産総額	1,585,726,741 円
II 負債総額	84 円
III 純資産総額（I－II）	1,585,726,657 円
IV 発行済口数	972,140,608 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6312 円
（1万口当たり純資産額）	（16,312 円）

(参考) ドイチェ・外国債券マザー

(2019年 7月31日現在)

I 資産総額	1,111,392,884 円
II 負債総額	15 円
III 純資産総額（I－II）	1,111,392,869 円
IV 発行済口数	562,153,975 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9770 円
（1万口当たり純資産額）	（19,770 円）

(参考) ドイチェ・外国株式マザー

(2019年 7月31日現在)

I 資産総額	1,113,399,393 円
II 負債総額	19 円
III 純資産総額（I－II）	1,113,399,374 円
IV 発行済口数	522,636,569 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.1304 円
（1万口当たり純資産額）	（21,304 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

5. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

6. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金等

①資本金の額

3,078百万円（2019年8月末現在）

②発行する株式の総数

200,000株（2019年8月末現在）

③発行済株式総数

61,560株（2019年8月末現在）

④最近5年間ににおける資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数は取締役については3名以上、監査役については1名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

（投資信託の運用プロセス）

- ①四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイツ銀行グループの資産運用部門（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。
- ②運用担当者は、投資戦略会議の方針に従って各ファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。
- ③承認された運用計画に従って、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。
- ④コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。
- ⑤運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。
- ⑥インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。
- ⑦コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2019年8月末現在、委託会社の運用するファンドは96本、純資産総額は739,144百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	74本	295,687百万円
私募	単位型	株式投資信託	5本	18,530百万円
	追加型	株式投資信託	17本	424,927百万円
合計			96本	739,144百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		(単位:千円)	
		前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部			
流動資産			
預金	※1	5,655,645	※1 3,513,866
前払費用		29,379	6,754
未収入金		53,761	200,218
未収委託者報酬		687,990	509,869
未収運用受託報酬		17,160	16,242
未収収益		1,726,042	2,056,487
立替金		33,594	31,612
為替予約		5,246	9,992
その他流動資産		-	14
流動資産合計		8,208,821	6,345,059
固定資産			
投資その他の資産			
投資有価証券		9,814	10,552
敷金		25,761	20,328
繰延税金資産		1,128,919	782,897
供託金		-	10,000
投資その他の資産合計		1,164,496	823,777
固定資産合計		1,164,496	823,777
資産合計		9,373,318	7,168,837

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	242,275	213,880
未払収益分配金	3	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	347,486	253,185
その他未払金	60,115	49,241
未払費用	※1 2,924,207	※1 1,240,618
未払法人税等	40,854	-
未払消費税等	26,091	-
賞与引当金	127,541	83,653
為替予約	6,975	3,576
流動負債合計	3,777,060	1,845,668
固定負債		
退職給付引当金	424,878	478,150
長期未払費用	69,675	65,038
賞与引当金	56,719	43,303
固定負債合計	551,273	586,492
負債合計	4,328,333	2,432,160
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	137,113	△ 171,366
利益剰余金合計	137,113	△ 171,366
株主資本合計	5,045,113	4,736,633
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△128	43
評価・換算差額等合計	△128	43
純資産合計	5,044,984	4,736,676
負債純資産合計	9,373,318	7,168,837

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		6,524,519		4,888,292
運用受託報酬		18,315		17,940
その他営業収益	※1	3,012,893	※1	1,934,676
営業収益合計		9,555,728		6,840,909
営業費用				
支払手数料		3,339,679		2,471,276
広告宣伝費		65,274		13,292
公告費		1,160		-
調査費		133,783		104,349
委託調査費		442,843		372,319
情報機器関連費		174,928		164,131
委託計算費		585,251		221,865
通信費		7,607		6,293
印刷費		53,739		40,474
協会費		14,967		17,187
諸会費		8,720		213
諸経費		26,616		31,846
営業費用合計		4,854,574		3,443,250
一般管理費				
役員報酬		72,800		56,456
給料・手当		1,224,750		1,166,459
賞与		522,848		323,609
交際費		9,187		4,657
寄付金		3,745		3,000
旅費交通費		63,479		37,764
租税公課		61,422		27,769
不動産賃借料		168,175		175,503
退職給付費用		115,039		121,505
福利厚生費		317,686		268,550
業務委託費	※1	1,522,092	※1	945,148
退職金		1,042		-
諸経費		183,312		108,089
一般管理費合計		4,265,583		3,238,515
営業利益		435,570		159,143
営業外収益				
雑収益		4,377		6,110
営業外収益合計		4,377		6,110
営業外費用				
為替差損		33,995		33,198
その他		578		4,569
営業外費用合計		34,573		37,768
経常利益		405,374		127,486
特別損失				
割増退職金		78,317		123,728

特別損失合計	78,317	123,728
税引前当期純利益	327,056	3,758
法人税、住民税及び事業税	391,539	△ 33,708
法人税等調整額	△195,592	345,946
法人税等合計	195,947	312,238
当期純利益又は当期純損失（△）	131,109	△308,480

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	1,186,003	6,094,003
当期変動額				
剰余金の配当			△1,180,000	△1,180,000
当期純利益			131,109	131,109
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-
当期変動額合計	-	-	△1,048,890	△1,048,890
当期末残高	3,078,000	1,830,000	137,113	5,045,113

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	85	85	6,094,088
当期変動額			
剰余金の配当			△1,180,000
当期純利益			131,109
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△213	△213	△213
当期変動額合計	△213	△213	△1,049,104
当期末残高	△128	△128	5,044,984

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	137,113	5,045,113
当期変動額				-
剰余金の配当				-
当期純損失（△）			△308,480	△308,480
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-
当期変動額合計	-	-	△308,480	△308,480
当期末残高	3,078,000	1,830,000	△171,366	4,736,633

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△128	△128	5,044,984
当期変動額			-
剰余金の配当			-
当期純損失（△）			△308,480
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	171	171	171
当期変動額合計	171	171	△308,308
当期末残高	43	43	4,736,676

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当社においては過去より貸倒実績がないため引当金の計上をしておりません。

(2) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

当財務諸表の作成時において検討中であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更に関する注記）

(1) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」968,510千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,128,919千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取り扱いに従って記載していません。

（貸借対照表関係）

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
預金	801,072 千円	977,569 千円
未払費用	218,484 千円	20,372 千円

（損益計算書関係）

※1 関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	当事業年度 (自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)
その他営業収益	5,103 千円	137 千円
業務委託費	328,038 千円	173,557 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,180,000	19,168.29	2017年3月31日	2017年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達を行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	5,655,645	5,655,645	-
(2) 未収委託者報酬	687,990	687,990	-
(3) 未収運用受託報酬	17,160	17,160	-
(4) 未収収益	1,726,042	1,726,042	-
(5) 投資有価証券 その他の有価証券	9,814	9,814	-
資産計	8,096,654	8,096,654	-
(1) 預り金	242,275	242,275	-
(2) 未払手数料	347,486	347,486	-
(3) その他未払金	60,115	60,115	-
(4) 未払費用	2,924,207	2,924,207	-
負債計	3,574,085	3,574,085	-
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,729)	(1,729)	-
デリバティブ取引計	(1,729)	(1,729)	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券は他の有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金及び(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超
預金	5,655,645	-	-
未収委託者報酬	687,990	-	-
未収運用受託報酬	17,160	-	-
未収収益	1,726,042	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	2,173	-
合計	8,086,839	2,173	-

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度（2019年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	3,513,866	3,513,866	-
(2) 未収委託者報酬	509,869	509,869	-
(3) 未収運用受託報酬	16,242	16,242	-
(4) 未収収益	2,056,487	2,056,487	-
(5) 投資有価証券			
その他の有価証券	10,552	10,552	-
資産計	6,107,016	6,107,016	-
(1) 預り金	213,880	213,880	-
(2) 未払手数料	253,185	253,185	-
(3) その他未払金	49,241	49,241	-
(4) 未払費用	1,240,618	1,240,618	-
負債計	1,756,924	1,756,924	-
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,416	6,416	-
デリバティブ取引計	6,416	6,416	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金及び(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	3,513,866	-	-
未収委託者報酬	509,869	-	-
未収運用受託報酬	16,242	-	-
未収収益	2,056,487	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	2,246	415
合計	6,096,466	2,246	415

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2018年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	2,173	2,000	173
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	7,640	8,000	△359
合計		9,814	10,000	△185

当事業年度 (2019年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	2,662	2,489	172
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	7,889	8,000	△110
合計		10,552	10,489	62

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（2018年3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位:千円）

区分	為替予約取引	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
市場取引以外の取引	売建				
	ユーロ	197,664	-	956	956
	米ドル	921,278	-	△6,890	△6,890
	豪ドル	7,914	-	△7	△7
	買建				
	ユーロ	601,129	-	3,916	3,916
	米ドル	25,567	-	△76	△76
	シンガポールドル	26,746	-	373	373
合計		1,780,300	-	△1,729	△1,729

当事業年度（2019年3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位:千円）

区分	為替予約取引	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
市場取引以外の取引	売建				
	米ドル	1,308,621	-	9,992	9,992
	買建				
	ユーロ	187,890	-	△3,376	△3,376
	米ドル	186,724	-	△3	△3
	シンガポールドル	21,535	-	△195	△195
合計		1,704,772	-	6,416	6,416

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)		
	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	544,940	454,139
勤務費用	57,137	62,539
利息費用	2,318	2,061
数理計算上の差異の発生額	3,574	2,921
退職給付の支払額	△146,986	△47,328
転籍者調整額	△6,844	23,281
退職給付債務の期末残高	454,139	497,615

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)		
	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	454,139	497,615
未積立退職給付債務	454,139	497,615
未認識数理計算上の差異	△29,261	△19,464
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	424,878	478,150
退職給付引当金	424,878	478,150
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	424,878	478,150

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)		
	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	57,137	62,539
利息費用	2,318	2,061
数理計算上の差異の費用処理額	12,680	12,718
確定給付制度に係る退職給付費用	72,136	77,319

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	0.50%	0.40%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度42,903千円、当事業年度 44,185千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位:千円)	
	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	44,179	20,241
その他未払金	15,628	15,077
未払費用	895,392	368,655
未払事業税	18,535	1,787
長期未払費用	20,163	14,357
退職給付引当金	130,097	147,440
減価償却超過額	62,964	55,192
繰越欠損金	-	520,030
その他有価証券評価差額金	56	-
その他	2,679	2,190
繰延税金資産小計	1,189,699	1,144,973
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	△248,925
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	△113,131
評価性引当額小計	△60,779	△362,056
繰延税金資産合計	1,128,919	782,916
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	△19
繰延税金負債合計	-	△19
繰延税金資産の純額	1,128,919	782,897

(注) 1. 評価性引当額が301,277千円増加しております。この増加内容は、繰越欠損金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2019年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	520,030	520,030
評価性引当額	-	-	-	-	-	△248,925	△248,925
繰延税金資産	-	-	-	-	-	271,105	271,105

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金520,030千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産271,105千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位: %)	
	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9	30.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	37.9
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	5.3	874.4
繰延税金資産・負債算定に使用する実効税率との差異	2.8	-
評価性引当金	18.7	8,016.1
住民税均等割	1.1	70.8

過年度修正	1.7	△722.1
その他	△2.0	-
税効果会計適用後の法人税の負担率	59.9	8,307.7

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,290,939 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接80%	資金預入 サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 II. 管理部門サービス	5,103 327,898	*3 預金 未払費用	801,072 218,484

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,290,939 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入 サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 II. 管理部門サービス	137 169,186	*3 預金 未払費用	977,589 16,492
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス	3,936	未払費用	3,880

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- *3 当座預金口座を開設しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会 社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの授受	*2 II. 管理部門サービス	989,981	未払費用 未収入金	1,770,096 53,781
同一の 親会社 を持つ会社	KREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	1,812,585	未収収益	1,004,591
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 II. 管理部門サービス *3 委託調査	255,438 141,341 13,724	未収収益 未払費用	180,142 108,838
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	100,504	未収収益	20,908
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 II. 管理部門サービス *3 委託調査	113,192 57,300 350,880	未収収益 未払費用	48,810 321,121
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,877 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 II. 管理部門サービス	313,254 2,154	未収収益 未払費用	234,388 10,827
同一の 親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 II. 管理部門サービス *3 委託調査	151,828 82,343 47,191	未収収益 未払費用	180,832 138,322

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 II. 管理部門サービス	842,828	未払費用 未収入金	326,727 30,073
同一の 親会社 を持つ会社	KREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	990,518	未収収益	1,297,513
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 II. 管理部門サービス *3 委託調査	173,945 128,737 11,291	未収収益 未払費用	40,081 148,828
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	81,809	未収収益	58,752
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 II. 管理部門サービス *3 委託調査	55,945 114,351 284,425	未収収益 未払費用	58,532 473,175
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,877 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 II. 管理部門サービス	273,308	未収収益 未払費用	190,377 9,978
同一の 親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 II. 管理部門サービス *3 委託調査	168,183 9,892 49,002	未収収益 未払費用	259,124 71,912
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリス ロンドン	190,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	71,305	未収収益	99,808

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ＊1 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- ＊2 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- ＊3 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場
 ニューヨーク証券取引所に上場

DB Beteiligungs-Holding GmbH
 DWS Group GmbH & Co. KGaA フランクフルト証券取引所に上場

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	81,952.31 円	76,944.06 円
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△）	2,129.78 円	△5,011.05 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額（△）（千円）	131,109	△308,480
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益金額 又は当期純損失金額（△）（千円）	131,109	△308,480
期中平均株式数（株）	61,560	61,560

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

①受託会社

名 称	三井住友信託銀行株式会社
資本金の額	342,037百万円（2019年3月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名 称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額	51,000百万円（2019年3月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

②販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社横浜銀行	215,628百万円 (2019年3月末現在)	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

①受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

②販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）及び請求目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）の表紙に、それぞれ「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するほか、金融商品取引法に基づく目論見書である旨を記載する場合があります。また、使用開始日及び委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (2) 交付目論見書及び請求目論見書の表紙等に、(i)委託会社の名称、設立年月日、本店の所在地及びロゴマーク、(ii)申込取扱場所である販売会社の名称及びロゴマーク、(iii)ファンドの形態及びロゴマークを記載することがあります。また、図案を採用することがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。
 - ①投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
 - ②ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。
- (4) 請求目論見書の表紙裏に、以下の趣旨の事項の全部または一部を記載することがあります。
 - ①投資信託は、株式・債券等の値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
 - ②投資信託は、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
 - ③登録金融機関を通じて購入された投資信託は、投資者保護基金による支払い対象にはなりません。
 - ④投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- (5) 請求目論見書の巻末に、用語の解説を添付することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に、信託約款を掲載します。
- (7) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8) 交付目論見書及び請求目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書または請求目論見書に、委託会社が作成する法定外資料の作成及び当該資料の入手に必要な情報の照会方法を記載することがあります。
- (10) ファンドの運用状況に関する情報を、日次、週次、月次等のデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。その際、当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適時、更新されます。
- (11) 投信評価機関、投信評価会社等からのファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2019年6月12日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

林 秀行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年2月20日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・グローバル・バランス<安定型>の平成30年1月16日から平成31年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>の平成31年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年2月20日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・グローバル・バランス<成長型>の平成30年1月16日から平成31年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>の平成31年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年2月20日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・グローバル・バランス<積極型>の平成30年1月16日から平成31年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>の平成31年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年8月21日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・グローバル・バランス<安定型>の2019年1月16日から2019年7月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>の2019年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2019年1月16日から2019年7月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年8月21日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・グローバル・バランス<成長型>の2019年1月16日から2019年7月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>の2019年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2019年1月16日から2019年7月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年8月21日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・グローバル・バランス<積極型>の2019年1月16日から2019年7月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>の2019年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2019年1月16日から2019年7月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。